

新 旧 対 照 表

改正後	改正前
目次	目次
第1章～第5章（省略）	（同左）
第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務	第6章 申告書用紙及び決算書用紙の送付に関する事務
個⑥001～個⑥025-3（省略）	（同左）
（削除）	個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成23年6月29日以前契約用）
個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）	（新設）
（削除）	個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）
個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）	（新設）
個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）	個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）	（新設）
個⑥26-4 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）	個⑥26-4 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書
個⑥26-5 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）	（新設）
個⑥027～個⑥029（省略）	（同左）
個⑥029-1 債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書	（新設）
個⑥030～個035-4（省略）	（同左）
個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）	（新設）
個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）	（新設）
（削除）	個⑥036 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

改正後	改正前
<p>個⑥036 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p>	<p>個⑥036-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p>
<p>個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>(削除)</p>	<p>個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>個⑥037 試験研究費の総額・特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p>
<p>個⑥037 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>(削除)</p>	<p>個⑥037-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p>個⑥038 中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p>
<p>個⑥039～個⑥041-1 (省略)</p>	<p>(同左)</p>
<p>個⑥041-2 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 26 年分以降)</p>	<p>(新設)</p>
<p>個⑥042～個⑥043 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(同左)</p> <p>個⑥044 中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p>
<p>個⑥045～個⑥050 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(同左)</p> <p>個⑥051 プログラム等準備金に関する明細書</p>
<p>個⑥051 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 22 年分以降)</p>	<p>個⑥051-1 事業基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 22 年分以降)</p>
<p>個⑥052～個⑥053 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(同左)</p> <p>個⑥054 事業基盤強化設備を対象事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p>
<p>個⑥054 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 22 年分以降)</p>	<p>個⑥054-1 エネルギー需給構造改革推進設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 22 年分以降)</p>
<p>個⑥055～個⑥057 (省略)</p> <p>(削除)</p>	<p>(同左)</p> <p>個⑥058 沖縄の特定中小企業者が経営革新設備を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p>

改正後	改正前
(削除)	個⑥059 沖縄の特定中小企業者の経営革新設備に係るリース資産の使用状況等に関する明細書
個⑥058 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥059-1 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥059 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥059-2 特定中小企業者が経営改善設備を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
(削除)	個⑥060 情報通信機器等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書
(削除)	個⑥061 情報通信機器等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書
(削除)	個⑥062 情報通信機器等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
個⑥060 雇用者の数が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成 26 年分以降)	(新設)
個⑥061 国内の設備投資額が増加した場合の機械等に係る所得税額の特別控除に関する明細書	(新設)
個⑥062 雇用者給与等支給額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	(新設)
個⑥063 生産性向上設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	(新設)
個⑥064 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成 22 年分用)	個⑥062-1 情報基盤強化設備等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成 22 年分用)
個⑥064-1 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)	個⑥063 情報基盤強化設備等を取得した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書(本表)
個⑥064-2 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)	個⑥064 情報基盤強化設備等に係る繰越税額控除限度超過額の計算上控除される金額に関する明細書(付表)
(削除)	個⑥065 情報基盤強化設備等を事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書
個⑥065 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥066 教育訓練費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書
個⑥066 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書	個⑥067 中小企業者の教育訓練費の額に係る所得税額の特別控除に関する明細書

改正後	改正前
<p>個⑥067 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書</p> <p>個⑥068～個⑥071 (省略)</p> <p>個⑥071-1 債務処理計画に基づく減価償却資産等の損失の必要経費参入に関する明細書</p> <p>個⑥072～個⑥083 (省略)</p> <p>(削除)</p> <p>個⑥085～個⑥090 (省略)</p> <p>個⑥090-1 所得税及び復興特別所得税の申告書付表(先物取引に係る繰越損失用)(東日本大震災の被災者の方用)</p> <p>個⑥091～個⑥109-3 (省略)</p> <p>個⑥109-4 平成26年分の所得税及び復興特別所得税の申告書(損失申告用)付表(東日本再震災の被災者の方用)</p> <p>個⑥110～個⑥113 (省略)</p>	<p>個⑥067-1 所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p> <p>個⑥084 申告書第三表(分離課税用)(平成十五年分以降用)</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p> <p>(新設)</p> <p>(同左)</p>
(後略)	(後略)

改正後

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【表面】

平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 氏名 電話番号

平成____年分所得税及び復興特別所得税の更正の請求書

税務署長 住所 職業
年 月 日 提出 氏名 電話番号

平成____年分所得税及び復興特別所得税について決のとおり更正の請求をします。

平成____年分所得税及び復興特別所得税について決のとおり更正の請求をします。

請求の目的となった申告又は更正の種類

申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日

年 月 日

請求の目的となった申告又は更正の種類

申告書を出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日

年 月 日

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

請求額の計算書（記載に当たっては、所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。）

申告し又は処分の通知を受けた期	請求額	税	申告し又は処分の通知を受けた期	
			円	円
総合課税の所得金額		①に対する金額		
		②に対する金額		
		③に対する金額		
合計	①			
所得控除				
①				
②				
③				
所得控除				
①				
②				
③				
合計				
①に対する金額				
②に対する金額				
③に対する金額				

申告し又は処分の通知を受けた期	請求額	税	申告し又は処分の通知を受けた期	
			円	円
総合課税の所得金額		①に対する金額		
		②に対する金額		
		③に対する金額		
合計	①			
所得控除				
①				
②				
③				
所得控除				
①				
②				
③				
合計				
①に対する金額				
②に対する金額				
③に対する金額				

①、②の各欄は、「労働者派遣所得」、「分譲長期譲渡所得」、「株式等の分譲譲渡所得等」、「上場株式等の分譲配当所得」、「先物取引の分譲譲渡所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

③ (銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) (ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)

振付される税金の受取場所 銀行 本店・支店 貯金口座の記号番号
支店 支店 支店
郵便 郵便 郵便
預金 口座番号 (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

①、②の各欄は、「労働者派遣所得」、「分譲長期譲渡所得」、「株式等の分譲譲渡所得等」、「上場株式等の分譲配当所得」、「先物取引の分譲譲渡所得」、「山林所得」、「退職所得」を記載してください。

③ (銀行等の預金口座に振込みを希望する場合) (ゆうちょ銀行の口座に振込みを希望する場合)

振付される税金の受取場所 銀行 本店・支店 貯金口座の記号番号
支店 支店 支店
郵便 郵便 郵便
預金 (口座番号) (郵便局等の窓口受取りを希望する場合)

改正後

改正前

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

個④001 所得税及び復興特別所得税の更正の請求書【裏面】

書き方

書き方

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第23条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。)に提出するものです。
- 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の決定通知」などと記載します。
 - 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。
 - 「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄には、更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細その他参考事項をできるだけ詳しく記載しますが、記載しきれない場合には、適宜別紙に記載して添付してください。

- なお、この欄の記載については、下の記載例を参照してください。
- 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
 - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種別及び口座番号を、
 - ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
 記載してください。
- なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。
- (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表計算明細書)【土地・建物用】
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
 - 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄の記載例】

- この欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。
- 事業所得の金額について誤りがあった場合

理 由：事業所得の必要経費(地代家賃・事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。

添付書類：決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
 - 医療費控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：平成×年×月×日に長男が歯痛の治療を行った際に、□□病院(△△市××-××)へ支払った医療費(〇〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。

添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)
 - 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。

添付書類：平成×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - 扶養控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
 - 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。

添付書類：(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

- この請求書は、国税通則法第23条又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する更正の請求をする場合(東日本大震災からの復興のための施策を実施するために必要な財源の確保に関する特別措置法第23条において、所得税法第152条及び第153条を準用する場合を含みます。以下同じです。)に提出するものです。
- 平成23年12月2日以後に法定申告期限が到来する国税について、更正の請求ができる期間は法定申告期限から原則として5年です。
- 更正の請求書には、取引の記録に基づき請求の理由の基礎となる事実を証明する書類を添付しなければなりません。
- この請求書の各欄は、次により記載してください。
 - 「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄には、請求の目的となった申告又は処分の種類を、例えば、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の確定申告」、「平成〇〇年分所得税及び復興特別所得税の決定通知」などと記載します。
 - 「申告書を提出した日、処分の通知を受けた日又は請求の目的となった事実が生じた日」欄には、「請求の目的となった申告又は処分の種類」欄に記載した申告の申告年月日又は処分の通知を受けた日を記載しますが、請求の理由が国税通則法第23条第2項又は所得税法第152条若しくは同法第153条に規定する事実に基づく場合には、その請求の理由となった事実の生じた日を記載します。

- なお、この欄の記載については、下の記載例を参照してください。
- 「請求額の計算書」の各欄の記載は、請求の目的となった年分の所得税及び復興特別所得税の確定申告の手引きなどを参照してください。
 - 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
 - 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行等の名称、預金の種別及び口座番号を、
 - ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
 記載してください。
- なお、還付される税金の受取りには、預貯金口座(ご本人名義の口座に限ります。)への振込みをご利用ください。
- (注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記載してください。
- 変動所得若しくは臨時所得のある方、分離課税とされる土地建物等の譲渡所得のある方、分離課税とされる株式等の譲渡所得のある方又は分離課税とされる先物取引の雑所得等のある方は、それぞれ次の計算書用紙などを「請求額の計算書」の付表として使用し、例えば、「申告額又は処分の通知額」と「更正の請求額」とを二段書きにより記載するなどして更正の請求書に添付してください。
 - 変動所得・臨時所得の平均課税の計算書
 - 譲渡所得の内訳書(確定申告書付表計算明細書)【土地・建物用】
 - 株式等に係る譲渡所得等の金額の計算明細書
 - 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書
 - 詳しくは、最寄りの税務署におたずねください。

【「更正の請求をする理由、請求をするに至った事情の詳細、添付した書類等」欄の記載例】

- この欄の記載に当たっては、例えば、次のように記載してください。
- 事業所得の金額について誤りがあった場合

理 由：事業所得の必要経費(地代家賃・事務所の賃借料)について12月分(200,000円)の経費計上漏れがあり、事業所得の金額が過大となっていたため。

添付書類：決算書(又は収支内訳書)、帳簿書類(地代家賃部分)、事務所の賃借料(12月分)を支払った領収書
 - 医療費控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：平成×年×月×日に長男が虫歯の治療を行った際に、□□病院(△△市××-××)へ支払った医療費(〇〇〇円)について記載漏れがあり、医療費控除額が過少となっていたため。

添付書類：平成×年×月×日に□□病院へ支払った医療費の領収書(〇〇〇円)
 - 社会保険料控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：平成×年中に支払った国民年金保険料について記載漏れがあり、社会保険料控除額が過少となっていたため。

添付書類：平成×年分の社会保険料(国民年金保険料)控除証明書
 - 扶養控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：特定扶養親族に該当する子(国税太郎、平成×年×月×日生)について一般の控除対象扶養親族としており、扶養控除額が過少となっていたため。
 - 住宅借入金等特別控除について控除額に誤りがあった場合

理 由：□□銀行からの借入金について控除額の計算に含めておらず、住宅借入金等特別控除額が過少となっていたため。

添付書類：(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書、□□銀行から交付を受けた住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書

改正後

改正前

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

個④003 純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付請求書【裏面】

書き方

書き方

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
- また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額になります。
- なお、税額控除額のうち、外国税額控除額が含まれている場合は、外国税額控除及び源泉徴収税額を差し引く前の所得税額から所得税に係る外国税額控除額を差し引いた金額になります。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
- ロ 「A 純損失の金額」①～③欄の各欄
純損失の金額の内訳を書きます。
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
- ハ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ロ 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（※）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- ※ 分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。
- また、「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。
なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署におたずねください。
- ロ 「F Eに対する税額」⑱～㉑欄の各欄
「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。
なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから、税務署におたずねください。
- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
書いてください。
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限り、）への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

- 1 この請求書は、本年において生じた純損失の金額の繰戻しによる所得税の還付の請求をする場合に提出するものです。
- 2 この請求書は、繰戻しを行う純損失の金額が生じた年分の確定申告書とともに確定申告期限までに提出してください。
- 3 この請求書の各欄は、次のように書いてください。
- (1) 「平成 年分の純損失の金額」①～⑥欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「平成 年分の純損失の金額」欄
空欄には、純損失の金額が生じた年分の年を書きます。
この場合、事業の廃止などの特別な事由により、その年の前年分に生じた純損失の金額を前々年分に繰戻しをしようとする方で、既にその一部を繰り戻した金額があるとき、又は廃止などした年分の所得金額から控除した金額があるときは、これらの金額を差し引いた残りの純損失の金額を書きます。
- ロ 「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥欄の各欄
「A 純損失の金額」①～③欄の純損失の金額のうち前年分に繰り戻す金額をそれぞれ書きます。
なお、純損失の金額は、その全部を繰り戻さないで、一部を繰り戻し、残りを翌年以降3年間に繰り越して翌年以後の所得金額から差し引くこともできます。
- (2) 「前年分の税額」⑦～⑩の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「C 課税される所得金額」⑦～⑨欄及び「D Cに対する税額」⑩～⑬欄の各欄
純損失の金額が生じた年の前年分の課税される所得金額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等を除きます。また、既に純損失の一部について繰戻しをしている場合は、その繰り戻した金額を差し引いた金額）及びそれに対する算出税額の内訳を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。

- 3 「源泉徴収税額を差し引く前の所得税額」⑭欄
純損失の金額が生じた年の前年分の源泉徴収税額を差し引く前の所得税額（分離課税の上場株式等の配当所得、分離課税の土地建物等の譲渡所得、分離課税の株式等の譲渡所得等、分離課税の先物取引の雑所得等に対する税額を除きます。また、既に純損失の金額の一部について繰戻しによる所得税額の還付を受けている場合には、その還付金額を差し引いた金額）を前年分の確定申告書の控えなどから転記します。
- (3) 「繰戻し額控除後の税額」⑱～㉑欄の各欄は、次のように書いてください。
- イ 「E 繰戻し後の課税される所得金額」⑮～⑰欄の各欄
「C 課税される所得金額」⑦～⑨から「B Aのうち前年分に繰り戻す金額」④～⑥を差し引いた金額を書きます。
なお、その差し引き方については、一定の順序がありますから、詳しくは税務署におたずねください。
- ロ 「F Eに対する税額」⑱～⑳欄の各欄
「⑮」～「⑰」までの各欄の金額について、それぞれ純損失の生じた年の前年分の税額表などを適用して求めた算出税額を書きます。
なお、前年分の所得税について変動所得及び臨時所得の平均課税を受けている方は、税額の計算が複雑ですから税務署におたずねください。
- (4) 「還付される税金の受取場所」欄には、還付される税金の受取りに当たって、
① 銀行等の預金口座に振込みを希望される場合は、銀行などの名称、預金の種類及び口座番号を、
② ゆうちょ銀行の貯金口座に振込みを希望される場合は、貯金総合通帳の記号番号を、
書いてください。
なお、還付される税金の受取りには預貯金口座（ご本人名義の口座に限り、）への振込みをご利用ください。
(注) ゆうちょ銀行の各店舗又は郵便局窓口での受取りを希望される場合は、受取りを希望する郵便局名等を記入してください。

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

個⑥003 肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書

肉用牛の売却による所得の税額計算書

平成 年 月 日 氏名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の①及び②の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象飼育牛以外のものである場合又はその売却した免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について課税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の8%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
 ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した当該1年未満の肉用牛
 (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
 2 免税対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には50万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の④までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑤に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	収入金額 ①	必要経費 ②	専従者控除額 ③	所得金額 (収入金額-必要経費-専従者控除額) ④=①-②-③
農業所得	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	円			円
①-④	⑤			

1 ①欄には、半年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください。（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）
 2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、③収入金額」欄の内数には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却価額が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を記入してください。
 3 ④欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
 なお、④欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
 ※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる課税所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	①	②	③	④	⑤
配当控除					
投資税額等控除					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除					
控除等寄附金等特別控除					
住宅新築改築特別控除住宅増改築特別控除住宅借入金等特別控除					
割引所得控除 (①-②-③-④-⑤)					
先般対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等					
⑥ × 8 %					
⑦ + ⑥					

① 申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額を記入してください。
 ② 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑤の金額を記入してください。
 ③ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑥の金額を記入してください。
 ④ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑦の金額を記入してください。
 ⑤ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧の金額を記入してください。
 ⑥ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑨の金額を記入してください。
 ⑦ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を記入してください。
 ⑧ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑪の金額を記入してください。
 ⑨ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を記入してください。
 ⑩ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を記入してください。
 ⑪ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を記入してください。
 ⑫ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑮の金額を記入してください。
 ⑬ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑯の金額を記入してください。
 ⑭ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑰の金額を記入してください。
 ⑮ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑱の金額を記入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額の欄部に「⑤」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「特法25」と書いてください。

平成 年 月 日 氏名

提出用

この計算書は、農業を営む方が売却した次の①及び②の特定の肉用牛の全部若しくは一部が免税対象飼育牛以外のものである場合又はその売却した免税対象飼育牛に該当する肉用牛の頭数の合計が1,500頭を超える場合において、その売却による農業所得について課税特別措置法第25条第2項の規定（収入金額の8%課税の特例）の適用を受ける場合に、課税総所得金額に対する税額を計算するために使用します。

① 家畜取引法に規定する家畜市場、中央卸売市場その他の特定の市場において売却した肉用牛
 ② 特定の農業協同組合、農業協同組合連合会に委託して売却した当該1年未満の肉用牛
 (注) 1 肉用牛とは、子牛の生産の用に供されたことのある乳牛の雌及び種牛以外のあなたが飼育した牛をいいます。
 2 先般対象飼育牛とは、上の①及び②の特定の肉用牛のうち、農林水産大臣が指定した登録を受けている肉用牛及び売却価額が100万円未満（その売却した肉用牛が交雑種に該当する場合には50万円未満、ホルスタイン種、ジャージー種又は乳用種に該当する場合には50万円未満）の肉用牛をいいます。

申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業の金額を「1 申告書に記載する農業所得」欄で計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の④までの記入が終わったら、「2 課税総所得金額に対する税額の計算」欄で、申告書第一表の「税金の計算」欄の⑤に記入する金額を求めます。

1 申告書に記載する農業所得

	収入金額 ①	必要経費 ②	専従者控除額 ③	所得金額 (収入金額-必要経費-専従者控除額) ④=①-②-③
農業所得	円	円	円	円
①のうち、特定の肉用牛の売却による所得	円			円
①-④	⑤			

1 ①欄には、半年分の農業所得に係る収入金額、必要経費等を記入してください。（青色申告者の場合には「青色申告決算書（農業所得用）」から、白色申告者の場合には「収支内訳書（農業所得用）」から転記します。）
 2 ②欄には、上の①及び②の特定の肉用牛の売却による所得に係る収入金額、必要経費等を別途計算して記入してください。なお、③収入金額」欄の内数には、免税対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額と免税対象飼育牛に該当する肉用牛の売却価額が1,500頭を超える場合のその超える部分の免税対象飼育牛の売却による収入金額の合計額を記入してください。
 3 ④欄の金額を申告書第一表の「収入金額等」欄及び「所得金額」欄の農業に転記してください。
 なお、④欄の金額が赤字の場合であっても、損益通算及び損失の繰越控除ができない場合がありますのでご注意ください。
 ※ この特例の適用により、ないものとみなされる肉用牛の売却による農業（事業）所得の金額については、損益通算、純損失の繰越控除の計算や雑損控除、医療費控除、寄附金控除又は事業専従者控除などの控除額の計算等の基礎となる課税所得金額から除かれるものではありませんのでご注意ください。詳しくは、税務署におたずねください。

2 課税総所得金額に対する税額の計算

課税総所得金額に対する税額	①	②	③	④	⑤
配当控除					
投資税額等控除					
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除					
控除等寄附金等特別控除					
住宅新築改築特別控除住宅増改築特別控除住宅借入金等特別控除					
割引所得控除 (①-②-③-④-⑤)					
先般対象飼育牛以外の特定の肉用牛の売却による収入金額等					
⑥ × 8 %					
⑦ + ⑥					

① 申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額を記入してください。
 ② 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑤の金額を記入してください。
 ③ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑥の金額を記入してください。
 ④ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑦の金額を記入してください。
 ⑤ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑧の金額を記入してください。
 ⑥ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑨の金額を記入してください。
 ⑦ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑩の金額を記入してください。
 ⑧ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑪の金額を記入してください。
 ⑨ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑫の金額を記入してください。
 ⑩ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑬の金額を記入してください。
 ⑪ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑭の金額を記入してください。
 ⑫ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑮の金額を記入してください。
 ⑬ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑯の金額を記入してください。
 ⑭ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑰の金額を記入してください。
 ⑮ 申告書第一表の「税金の計算」欄の⑱の金額を記入してください。

○この計算書を使った方は、申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額の欄部に「⑤」と書いてください。また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「特法25」と書いてください。

個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書き方

○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利息、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多くもっているなど、同じ種類の所得が多いため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利息、配当、給与、雑などを書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないようにそろえて書いてください。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

- (所得の種類) (種目)
営業等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など
不動産……地代、家賃、貸買代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など
利息……公社債の利息など
配当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など
給与……給料、俸給、賞与、歳費など
雑……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利息（貸金業者のものを除く。）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

- (所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営業等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
不動産……貸地、貸家などの所在地など
利息……利息などの支払者の所在地、名称、電話番号など
配当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など
給与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
雑……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利息所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利息所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

個⑥005 所得の内訳書【裏面】

書き方

○ この所得の内訳書は……例えば、多くの支払先から、利息、配当、給与、報酬、料金、原稿料、印税などの支払を受けていたり、貸家や貸地などを数多くもっているなど、同じ種類の所得が多いため、申告書第二表の「所得の内訳（所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額）」欄に書ききれない場合に、申告書の付属書として使用するために用意したものです。

原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬については、同じ支払者から支払を受けた分については、1年分を一括して書いても差し支えありません。

また、不動産所得については、「所得の種類」から「収入金額」までの各欄だけ書けば結構です。

(1) 「所得の種類」欄……この用紙に内訳を書く所得の種類を、次の(2)を参考として、例えば、営業等、不動産、利息、配当、給与、雑などを書いてください。また、申告分離課税を選択した配当所得については、その「配当」の文字を○で囲んでください。なお、所得の種類が同じものは、できるだけ欄がとびとびにならないようにそろえて書いてください。

(2) 「種目」欄……所得の種類の内容を、例えば次のように書いてください。

- (所得の種類) (種目)
営業等……原稿料、印税、弁護士や医師、税理士、公認会計士、映画・演劇の俳優、映画監督、職業野球選手、競馬の騎手、競輪選手、外交員の報酬など
不動産……地代、家賃、貸買代、小作料、土地・家屋の権利金、船舶、航空機の貸付料など
利息……公社債の利息など
配当……株式の配当、出資の配当、剰余金の分配など
給与……給料、俸給、賞与、歳費など
雑……国民年金、厚生年金、恩給、原稿料、印税、講演料、貸金の利息（貸金業者のものを除く。）など

(3) 「所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号」欄……所得の基因となる資産の所在地や給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号などを、次のように書いてください。

- (所得の種類) (所得の生ずる場所又は給与などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号)
営業等……診療報酬の支払をした基金、原稿料を支払った出版社、弁護士報酬などを支払った会社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
不動産……貸地、貸家などの所在地など
利息……利息などの支払者の所在地、名称、電話番号など
配当……株式などを発行している会社の所在地、名称、電話番号など
給与……給料などの支払者の住所・所在地、氏名・名称、電話番号など
雑……原稿料や印税などを支払った出版社などの住所・所在地、氏名・名称、電話番号など

なお、支払者から交付を受けた支払調書の写しや支払の通知書、源泉徴収票を申告書に添付する場合には、これらに記載されている支払者の住所・所在地などは書き入れる必要はありません。

(4) 「所得の基因となる資産の数量」欄……不動産所得、利息所得、配当所得についてだけ書いてください。書き方は、不動産所得については、貸地の面積、貸家の戸数など、利息所得については、元本の金額、口数など、配当所得については、株式の銘柄（新旧に区分してください。）ごとの株式数などを書いてください。

(5) 「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄……配当、給与、原稿料などの所得について、その支払を受ける際に源泉徴収される所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額を書いてください。

※ まだ配当、給与などの支払を受けていない場合で、その未払となっている所得についての所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額があるときは、その金額を「所得税及び復興特別所得税の源泉徴収税額」欄に内書きしてください。

(6) 「支払確定年月又は支払を受けた年月」欄……無記名株式の配当などについては、支払を受けた年月を書き、記名株式の配当などについては、決算確定の年月のようにその支払を受けるべき金額が確定した年月を書いてください。なお、原稿料、印税、医師や弁護士、税理士などの報酬で同じ支払者から支払を受けた1年分を一括して書いたものについては書き入れる必要はありません。

改正後

改正前

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【一面】

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【一面】

給与所得者の特定支出に関する明細書
(平成25年分以降用)

給与所得者の特定支出に関する明細書
(平成25年分以降用)

(平成 年分)
1 特定支出の金額

住所 _____
氏名 _____

Table with 4 columns: 区分, 支出の種類, 支出金額, 差引金額. Rows include: 通勤費, 転居費, 研修費, 資格取得費, 帰宅旅費, 図書費, 勤務必要費, 経費等.

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

2 特定支出控除適用後の給与所得金額. Table with 2 columns: 項目, 金額. Includes: 給与等の収入金額の合計額, 特定支出控除適用前の給与所得金額, 給与所得控除額, 特定支出控除の金額, 特定支出控除適用後の給与所得金額.

- 上記⑩の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX.XXX円
○ 上記⑪の数字を申告書第一表の「所得金額」欄の給与の「区分」欄に書きます。
○ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

(平成 年分)
1 特定支出の金額

住所 _____
氏名 _____

Table with 4 columns: 区分, 支出の種類, 支出金額, 差引金額. Rows include: 通勤費, 転居費, 研修費, 資格取得費, 帰宅旅費, 図書費, 勤務必要費, 経費等.

2 特定支出控除適用後の給与所得金額. Table with 2 columns: 項目, 金額. Includes: 給与等の収入金額の合計額, 特定支出控除適用前の給与所得金額, 給与所得控除額, 特定支出控除の金額, 特定支出控除適用後の給与所得金額.

- 上記⑩の金額を申告書第二表の「特例適用条文等」欄に書きます。記載例：特例適用条文等 所法57の2 XXX.XXX円
○ 上記⑪の数字を申告書第一表の「所得金額」欄の「区分」欄に書きます。
○ 給与所得者の特定支出控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【二面】

個⑥006 給与所得者の特定支出に関する明細書【二面】

◎ 通勤の経路及び方法

- 年の中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

● 通勤の経路及び方法

- 年の中で通勤の経路及び方法が変わったときは、変更後の経路及び方法も書いてください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

書ききれないときは適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。

(参考事項)

(参考事項)

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑩欄は、例えば、次のように書いてください。
 - ・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
 - ・研修費と資格取得費（人の資格を取得するための費用）について適用を受ける場合
・・・・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費(人の資格を取得するための費用)の区分「8」を合計した「12」
 - ・転居費（転任に伴うもの）と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）と図書費について適用を受ける場合
・・・・・・・・・・・・・転居費（転任に伴うもの）の区分「2」と帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）の区分「16」と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、転居費（転任に伴うもの）、研修費、資格取得費（人の資格を取得するための費用）、帰宅旅費（単身赴任に伴うもの）、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。))ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑥及び⑩の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費（人の資格を取得するための費用）については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑥及び⑩の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の④欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の④欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に◎と表示してください。

- 一面の「適用を受ける特定支出の区分の合計」⑩欄は、例えば、次のように書いてください。
 - ・通勤費のみについて適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・通勤費の区分「1」
 - ・研修費と資格取得費について適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・研修費の区分「4」と資格取得費の区分「8」を合計した「12」
 - ・転居費と帰宅旅費と図書費について適用を受ける場合・・・・・・・・・・・・・転居費の区分「2」と帰宅旅費の区分「16」と図書費の区分「32」を合計した「50」
- 適用を受ける特定支出の区分（通勤費、転居費、研修費、資格取得費、帰宅旅費、勤務必要経費の別（勤務必要経費については、図書費、衣服費、交際費等に区分します。))ごとに、それぞれの支出の内訳を三面及び四面に書いてください。
- 三面及び四面に書ききれないときは、適宜の用紙に記載してそれをこの明細書に添付してください。
- 三面及び四面に書いた④、⑥及び⑩の各欄の金額を特定支出の区分ごとに（研修費・資格取得費については研修の内容及び資格の内容が異なるごとに、勤務必要経費（図書費、衣服費、交際費等）については図書の内容、衣服の種類及び接待等の内容が異なるごとに）合計し、それぞれの合計額を一面の④、⑥及び⑩の各欄にそれぞれ転記してください。ただし、通勤費については、三面及び四面の通勤費の④欄の合計額が1月当たりの定期券等の額の合計額を超える場合には、一面の④欄にはその定期券等の額の合計額を書き、その金額の頭部に◎と表示してください。

二面
給与等の支払者の証明書の右端を「」に「」はつけてください。

二面
給与等の支払者の証明書の右端を「」に「」はつけてください。

個⑥009 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書【裏面】

個⑥009 先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書【裏面】

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれの欄でも記入するものとする。記入しなくても構いません。

事業所得用
雑所得用
雑所得用

(千円未満を切り捨て)

収 入	①	②	③	合 計 (①+②+③)
取引 日 年 月 日	XX・XX・XX	00・00・00	00・00・00	
内 数	40	10	30	
取 引 の 方 法	仕 切	仕 切	仕 切	
差金等決済に係る利益又は損失の額	2,620,000	2,300,000	90,000	2,410,000
譲渡による収入金額				
その他の収入				
計	2,620,000	2,300,000	90,000	2,410,000
手数料等	166,000	83,000	240,000	489,000
①に係る取得費				
消費税率等	13,280	6,640	19,200	39,120
計	13,280	6,640	19,200	39,120
計	179,280	89,640	259,200	528,120
所得金額 (①-②)	2,440,720	2,387,150	162,000	1,896,550

①カバー・ドワラント（金融商品取引法第2条第1項第1号に掲げる有価証券等一定のものを含みます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

②①及び③欄は金額が赤字のときは、赤字（△印）してください。

③①から③欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。

②「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。

③「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。

④「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤字（△印）してください。

⑤「手数料等」②欄には、手数料等の額を記載してください。

⑥「事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び③欄への記載は必要ありません。

⑦カバー・ドワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次にあります。

1 「譲渡による収入金額」①欄には、カバー・ドワラントの譲渡による収入金額を記載してください。

2 「手数料等」②欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。

3 「②に係る取得費」③欄には、その譲渡に係る購入金額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

- 事業所得又は雑所得としてこの明細書を作成する場合は次にあります。
 - ①から③の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
 - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
 - 商品先物取引等
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン、NYMEX原油のように記載してください。
 - 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP、大証日経300OP、大証ダウ、為替証拠金ドル/円、円3ヶ月金利、円3ヶ月金利OP、CME日経225先物（円建て）のように記載してください。
 - カバー・ドワラントの取得
カバー・ドワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証TOPIX、大証ハンセン指数OP、大証米ドルのように記載してください。
 - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
 - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
 - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
 - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤字（△印）してください。
 - 「手数料等」②欄には、手数料等の額を記載してください。
- ⑥「事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び③欄への記載は必要ありません。
- ⑦カバー・ドワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次にあります。
- 「譲渡による収入金額」①欄には、カバー・ドワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
 - 「手数料等」②欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
 - 「②に係る取得費」③欄には、その譲渡に係る購入金額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

「先物取引に係る雑所得等の金額の計算明細書」の記載例

いずれの欄でも記入するものとする。記入しなくても構いません。

事業所得用
雑所得用
雑所得用

(千円未満を切り捨て)

収 入	①	②	③	合 計 (①+②+③)
取引 日 年 月 日	XX・XX・XX	00・00・00	00・00・00	
内 数	40	10	30	
取 引 の 方 法	仕 切	仕 切	仕 切	
差金等決済に係る利益又は損失の額	2,620,000	2,300,000	90,000	2,410,000
譲渡による収入金額				
その他の収入				
計	2,620,000	2,300,000	90,000	2,410,000
手数料等	166,000	83,000	240,000	489,000
①に係る取得費				
消費税率等	8,300	4,150	12,000	24,450
計	8,300	4,150	12,000	24,450
計	174,300	87,150	252,000	513,450
所得金額 (①-②)	2,446,700	2,387,150	162,000	1,896,550

①カバー・ドワラント（金融商品取引法第2条第1項第1号に掲げる有価証券等一定のものを含みます。）の譲渡による譲渡所得についてその譲渡による収入金額を記載してください。

②①及び③欄は金額が赤字のときは、赤字（△印）してください。

③①から③欄は、差金等決済又は譲渡ごとに記載してください。

④⑤⑥⑦⑧⑨⑩⑪⑫⑬⑭⑮⑯⑰⑱⑲⑳㉑㉒㉓㉔㉕㉖㉗㉘㉙㉚㉛㉜㉝㉞㉟㊱㊲㊳㊴㊵㊶㊷㊸㊹㊺㊻㊼㊽㊾㊿

①「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。

②「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。

③「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。

④「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤字（△印）してください。

⑤「手数料等」②欄には、手数料等の額を記載してください。

⑥「事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び③欄への記載は必要ありません。

⑦カバー・ドワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次にあります。

- 「譲渡による収入金額」①欄には、カバー・ドワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
- 「手数料等」②欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
- 「②に係る取得費」③欄には、その譲渡に係る購入金額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

- 事業所得又は雑所得としてこの明細書を作成する場合は次にあります。
 - ①から③の各欄は、差金等決済ごとに記載してください。
 - 「種類」欄には、先物取引の内容に応じて、次のように記載してください。
 - 商品先物取引等
差金等決済を行った商品取引所及び商品名について、東穀とうもろこし、東京金、中部大阪ガソリン、NYMEX原油のように記載してください。
 - 金融商品先物取引等
差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、東証TOPIX、東証銀行業、東証中国OP、大証日経300OP、大証ダウ、為替証拠金ドル/円、円3ヶ月金利、円3ヶ月金利OP、CME日経225先物（円建て）のように記載してください。
 - カバー・ドワラントの取得
カバー・ドワラントの差金等決済を行った金融商品取引所及び商品名について、大証日経平均株価、大証TOPIX、大証ハンセン指数OPのように記載してください。
 - 「決済年月日」欄には、先物取引の差金等決済をした年月日を記載してください。
 - 「数量」欄には、差金等決済をした先物取引の数量を記載してください。
 - 「決済の方法」欄には、先物取引の差金等決済の方法について、仕切、転売、権利行使、権利放棄のように記載してください。
 - 「差金等決済に係る利益又は損失の額」①欄には、先物取引の差金等決済を行ったことにより確定した利益又は損失の額を記載してください。なお、損失が生じた場合には、赤字（△印）してください。
 - 「手数料等」②欄には、手数料等の額を記載してください。
- ⑥「事業所得・雑所得用としてこの明細書を作成する場合には、②欄及び③欄への記載は必要ありません。
- ⑦カバー・ドワラントの譲渡所得用としてこの明細書を作成する場合は、上記の事業所得又は雑所得用の記載方法に準じて記載するほか、次にあります。
- 「譲渡による収入金額」①欄には、カバー・ドワラントの譲渡による収入金額を記載してください。
 - 「手数料等」②欄には、その譲渡のための手数料等の額を記載してください。
 - 「②に係る取得費」③欄には、その譲渡に係る購入金額、その購入のための手数料等の額を記載してください。

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

個⑥010 平成 年分医療費の明細書【裏面】

【申告前のチェック表】

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限りです。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補填金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 1 保険金などで補填される金額は、その給付の目的となった医療費の金額を限度として差し引きますので、引ききれない金額が生じた場合であっても他の医療費からは差し引けません。 ※ 2 保険金などで補填される金額が確定申告書を提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

【申告前のチェック表】

	チ ャ ッ ク 項 目	チェック欄
1	医療費の領収書(以下「領収書」)は原本ですか。 ※ 提出された医療費の領収書等の税務署での保存期間は1年です。 後日、医療費の領収書等が必要となる方は、申告書に添付せずに、申告書を提出する際に提示(申告書を送付などにより提出される場合には、医療費の領収書等の返戻を希望する旨の書面及び切手と返信用封筒を同封)してください。	
2	領収書の日付は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間のものですか。 ※ 医療費控除の対象となる医療費は、申告される年分と同じ年の1月1日から12月31日の間に実際に支払った金額に限りです。	
3	領収書の中に、健康保険組合などから交付される「医療費のお知らせ」が含まれていませんか。 ※ 「医療費のお知らせ」は、「医療費の領収書」には当たりませんのでご注意ください。	
4	生命保険・損害保険会社、健康保険組合からの補填金など(入院費給付金、出産育児一時金など)を忘れていませんか。 ※ 保険金などで補填される金額が確定申告書提出するときまでに確定していない場合には、その補填される金額の見込額を支払った医療費から差し引きます。 後日、補填される金額を受け取ったときに、その額が見込額と異なる場合には、修正申告(見込額より受領額の方が多い場合)又は更正の請求(見込額より受領額の方が少ない場合)の手続きにより訂正することとなります。	
5	給与所得のある方は、勤務先から交付された源泉徴収票(原本)を添付書類台紙に貼っていますか。	

○ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書の他に「使用証明書」等を添付してください。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用…………… 「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代…………… 医師が発行した「おむつ使用証明書」
- おむつについて医療費控除を受けることが2年日以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金…………… 「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金…………… 「運動療法実施証明書」
- ストマ用装具の購入費用…………… 「ストマ用装具使用証明書」
- B型肝炎ワクチンの接種費用…………… 医師の診断書 (B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
- 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用…………… 処方箋 (医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

○ 医療費の領収書とともに添付が必要な書類

次の費用などについて医療費控除を受ける方は、領収書の他に「使用証明書」等を添付してください。

- 市町村又は認定民間事業者による在宅療養の介護費用…………… 「在宅介護費用証明書」
- 寝たきりの人のおむつ代…………… 医師が発行した「おむつ使用証明書」
- おむつ代について医療費控除を受けることが2年日以降で介護保険法の要介護認定を受けている一定の人は、市町村長等が交付するおむつ使用の確認書等を「おむつ使用証明書」に代えることができます。
- 温泉利用型健康増進施設の利用料金…………… 「温泉療養証明書」
- 指定運動療法施設の利用料金…………… 「運動療法実施証明書」
- ストマ用装具の購入費用…………… 「ストマ用装具使用証明書」
- B型肝炎ワクチンの接種費用…………… 医師の診断書 (B型肝炎にかかっており、医師による継続的治療を要する旨の記載のあるもの)
- 白内障等の治療に必要な眼鏡の購入費用…………… 処方箋 (医師が、白内障等一定の疾病名と治療を必要とする症状を記載したもの)

医療費控除に関する詳しいことは、「医療費控除を受けられる方へ」を参照してください。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【一面】

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書

(平成25年分)	所得種	氏名	
平成25年に生じた資産に係る必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等	①	円
	控除対象仕入税額等	②	円
	控除対象外消費税額等 (①-②)	③	円
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④	円
	③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤	円
	消費税の課税売上割合	⑥	円
	④のうち課税資産に 係るものの合計額	⑦	円
	④のうち一定の資産に係る ものの金額が20%以上 を占めるものの合計額	⑧	円
	繰延消費税額等 (⑦-⑧)	⑨	円
	⑤のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑤×⑥÷⑦)	⑩	円
平成25年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑪	円	
⑩のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額)	⑫	円	
⑩のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑩×⑥)	⑬	円	
平成24年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑭	円	
⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑭の金額)	⑮	円	
⑬のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑬×⑥)	⑯	円	
平成23年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑰	円	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑱	円	
⑯のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑯×⑥)	⑲	円	
平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑲の金額)	⑳	円	
⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒	円	
⑲のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑲×⑥)	㉓	円	
平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の㉓の金額)	㉔	円	
⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉕の金額)	㉕	円	
⑲のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑲×⑥)	㉖	円	
⑬のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑬と⑩のいずれか少ない方の金額)	㉗	円	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成25年分)	所得種	氏名	
平成25年に生じた資産に係る必要経費算入額等の明細	課税仕入れ等の税額等	①	円
	控除対象仕入税額等	②	円
	控除対象外消費税額等 (①-②)	③	円
	③のうち資産に係るものの金額 (資産に係る控除対象外消費税額等)	④	円
	③のうち資産に係るもの 以外のものの金額	⑤	円
	消費税の課税売上割合	⑥	円
	④のうち課税資産に 係るものの合計額	⑦	円
	④のうち一定の資産に係る ものの金額が20%以上 を占めるものの合計額	⑧	円
	繰延消費税額等 (⑦-⑧)	⑨	円
	⑤のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑤×⑥÷⑦)	⑩	円
平成24年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑩の金額)	⑪	円	
⑩のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑪の金額)	⑫	円	
⑩のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑩×⑥)	⑬	円	
平成23年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑬の金額)	⑭	円	
⑬のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑭の金額)	⑮	円	
⑬のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑬×⑥)	⑯	円	
平成22年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑯の金額)	⑰	円	
⑯のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の⑰の金額)	⑱	円	
⑯のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑯×⑥)	⑲	円	
平成21年に生じた繰延消費税額等 (前年の⑲の金額)	⑳	円	
⑲のうち前年から繰り越された繰延消費税額等 (前年の㉑の金額)	㉒	円	
⑲のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑲×⑥)	㉓	円	
⑬のうち平成25年分の必要経費算入額 (⑬と⑩のいずれか少ない方の金額)	㉔	円	

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成26年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成21年、平成22年、平成23年、平成24年、平成25年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

● 平成26年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（適用税率の区分に応じて、㊶欄及び㊷欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊸欄及び㊹欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	旧税率適用分		税率6.3%適用分	地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額			
課税仕入れ等の税額等	㊶ 円	㊷ (㊶×1.4) 円	㊸ 円	㊹ (㊸×1.7/63)円	㊺(㊶+㊷+㊸+㊹) 円
控除対象仕入税額等	㊻	㊼ (㊻×1.4)	㊽	㊾(㊽×1.7/63)	㊿(㊻+㊼+㊽+㊾)

→ 一面の空欄に転記します。

→ 一面の空欄に転記します。

個⑥012 資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入に関する明細書【二面】

二面

- この明細書は、消費税及び地方消費税（以下「消費税等」といいます。）の経理処理について税抜経理方式（消費税等の額と当該消費税等に係る取引の対価の額とを区分して経理する方式をいいます。）を採用している方が、平成25年分の課税仕入れ等の消費税額のうち、仕入税額控除をすることができない金額（控除対象外消費税額）と、その控除対象外消費税額に係る地方消費税の額に相当する金額との合計額（控除対象外消費税額等）で、資産に係るものがある場合や、平成20年、平成21年、平成22年、平成23年、平成24年に生じた繰延消費税額等がある場合で、所得税法施行令第182条の2（資産に係る控除対象外消費税額等の必要経費算入）の規定の適用を受けるときに使用します。
- この明細書に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

● 平成25年に生じた課税仕入れ等の税額等及び控除対象仕入税額等の内訳

（㊶欄には消費税法第30条第2項（控除対象仕入税額の計算方法）及び同法第37条第1項（簡易課税制度）の規定を適用する前の仕入れに係る消費税額を、㊸欄にはこれらの規定を適用した後の仕入れに係る消費税額を書きます。）

	消費税率		地方消費税相当額	計
	消費税額	地方消費税相当額		
課税仕入れ等の税額等	㊶ 円	㊷ (㊶×1.4)	㊸ 円	㊹ (㊶+㊷+㊸) 円
控除対象仕入税額等	㊻	㊼ (㊻×1.4)	㊽ 円	㊾ (㊻+㊼+㊽)

→ 一面の空欄に転記します。

→ 一面の空欄に転記します。

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【一面】

平成 26 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4018

平成 25 年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書 FA4017

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の適用を受ける場合に使用します。
この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

この明細書は、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の適用を受ける場合に使用します。
この明細書の書き方については、控除の裏面を参照してください。

1 住所及び氏名
住所: 東京都千代田区千代田
氏名: 氏名

1 住所及び氏名
住所: 東京都千代田区千代田
氏名: 氏名

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
Table with columns for acquisition date, area, and cost.

2 新築又は購入した家屋等に係る事項
3 増改築等をした部分に係る事項
Table with columns for acquisition date, area, and cost.

4 特定取得に係る事項
5 家屋や土地等の取得対価の額
Table with columns for acquisition type and amount.

4 家屋や土地等の取得対価の額
Table with columns for acquisition type and amount.

6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
Table with columns for acquisition type and amount.

5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高
Table with columns for acquisition type and amount.

7 特定の増改築等に係る事項
Table with columns for acquisition type and amount.

6 特定の増改築等に係る事項
Table with columns for acquisition type and amount.

8 控除証明書の要否
9 控除証明書の要否
Table with columns for acquisition type and amount.

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額
8 控除証明書の要否
Table with columns for acquisition type and amount.

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額計算明細書【二面】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【二面】

○平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

○平成25年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算
○次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '氏名', '居住の用に供した日等', '算式等', and '円'. It details the calculation of special deductions for housing loans, including sections for '住宅借入金等特別控除' and '特定増改築等'. Includes a vertical label '二面 控除適用' on the right side.

Table with columns for '氏名', '居住の用に供した日等', '算式等', and '円'. It details the calculation of special deductions for housing loans, including sections for '住宅借入金等特別控除' and '特定増改築等'. Includes a vertical label '二面 控除適用' on the right side.

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1ページ】
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・1ページ】
(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1から7の該当する欄を書き、次に8により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。))を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。))を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ただし、既に平成12年分から平成25年分までにこの控除を受けている方が平成26年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(以下「計算明細書」といいます。)は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- なお、住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表1)補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。))を併せて使用します。また、連帯債務による住宅借入金等を有する方は、「(付表2)連帯債務がある場合の住宅借入金等の年末残高の計算明細書」(以下「(付表2)」といいます。))を併せて使用します。
- この控除を受ける場合には、①家屋の登記事項証明書(原本)や住民票の写しなど所定の書類及び②金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高等証明書」(以下「証明書」といいます。))を申告書と一緒に提出しなければなりません。
- ただし、既に平成11年分から平成24年分までにこの控除を受けている方が平成25年分においてこの控除を受ける場合には、①の書類と一緒に提出する必要はありません。
- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除に関する詳しいことは、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」又は「特定増改築等住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
- 記載に当たってお分かりにならない点がありましたら、税務署におたずねください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成□□.□□.□□)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

1 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方だけが書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成□□.□□.□□)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

2 「4 特定取得に係る事項」欄
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の①又は3の②)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。)に該当する場合、「特定取得」の文字を○で囲んでください。

2 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄
(1) ①の②欄又は②の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ④又は⑤(共有持分があるときはそれぞれ④×⑤の①又は⑤×⑥の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、「(付表1)の④の②又は⑤の②の金額をそれぞれ転記します。
(2) ②の②欄の記入に当たっては、次によります。
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、④(共有持分があるときは④×⑤の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、「(付表1)の④(共有持分があるときは④×⑤の①)の金額を記入します。
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑤の②の金額を転記します。

3 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
(1) ①の②欄又は②の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ④又は⑤(共有持分があるときはそれぞれ④×⑤の①又は⑤×⑥の①)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、「(付表1)の④の②又は⑤の②の金額をそれぞれ転記します。
(2) ①の②欄の記入に当たっては、次によります。
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、④(共有持分があるときは④×⑤の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、「(付表1)の④(共有持分があるときは④×⑤の①)の金額を記入します。
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑤の②の金額を転記します。

3 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ①欄には、金融機関等から交付を受けた「証明書」に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。))。
なお、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすものに限り)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。
(2) ①欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。
なお、⑤の①欄と⑥の①欄の割合又は⑤の①欄と⑦の①欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整数の数値と比較します。))である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の②」又は「⑤×⑦の②」とし、⑥の①欄は、それぞれ⑥の①欄の割合又は⑦の①欄の割合を書いて差し支えありません。
(3) ⑤の①欄の記入に当たっては、⑥の①欄と⑦の①欄の割合又は⑥の①欄と⑧の①欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の①欄の割合又は⑦の①欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の①欄に次の1)の金額とii)の金額の合計額を書きます。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} \times \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

(2) ①欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。
なお、⑤の①欄と⑥の①欄の割合又は⑤の①欄と⑦の①欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整数の数値と比較します。))である場合には、それぞれ⑤の面積は「⑤×⑥の②」又は「⑤×⑦の②」とし、⑥の①欄は、それぞれ⑥の①欄の割合又は⑦の①欄の割合を書いて差し支えありません。
(3) ⑤の①欄の記入に当たっては、⑥の①欄と⑦の①欄の割合又は⑥の①欄と⑧の①欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑥の①欄の割合又は⑦の①欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑥の①欄に次の1)の金額とii)の金額の合計額を書きます。

i ⑤の①欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の①欄又は⑦の①欄の金額(円)}}{\text{⑥の①欄の金額(円)}}$ × ⑥の①欄又は⑦の①欄の割合(%) = (円)

ii ⑤の①欄の金額(円) × $\frac{\text{⑦の①欄の金額(円)}}{\text{⑥の①欄の金額(円)}}$ × ⑦の①欄の割合(%) = (円)

i ⑤の①欄の金額(円) × $\frac{\text{⑥の①欄又は⑦の①欄の金額(円)}}{\text{⑥の①欄の金額(円)}}$ × ⑥の①欄又は⑦の①欄の割合(%) = (円)

ii ⑤の①欄の金額(円) × $\frac{\text{⑦の①欄の金額(円)}}{\text{⑥の①欄の金額(円)}}$ × ⑦の①欄の割合(%) = (円)

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

個⑥020 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書【書き方・2ページ】

- (4) ④欄は、次の1からxxに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
- i 平成26年中に居住の用に供した場合 (xi, xii, xiii及びxivの場合を除きます。) … 4,000万円
 - 住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 4,000万円
 - 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 2,000万円
 - ii 平成25年中に居住の用に供した場合 (xv, xvi及びxviiの場合を除きます。) … 3,000万円
 - iii 平成24年中に居住の用に供した場合 (xviii, xix, xx及びxxiの場合を除きます。) … 3,000万円
 - iv 平成23年中に居住の用に供した場合 (xxii, xxiii及びxxivの場合を除きます。) … 4,000万円
 - v 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (xxv及びxxviの場合を除きます。) … 5,000万円
 - vi 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
 - vii 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
 - viii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
 - ix 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円
 - x 平成16年1月1日から平成17年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
 - xi 平成26年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき
 - 住宅の取得等が特定取得に該当するとき … 5,000万円
 - 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき … 3,000万円
 - xii 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xiii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xiv 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xv 平成23年10月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円
 - xvi 平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の特例を選択したとき … 5,000万円
 - xvii 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xviii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の特例を選択したとき … 4,000万円
 - xx 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

- 5 「7 特定の増改築等に係る事項」欄
- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「① 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「② 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
- (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「③ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。なお、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (4) 「④ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。

- (注) 1 ②の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の④又は⑤の金額をそれぞれ④又は⑤に記載します。
- 3 ④又は⑤の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

- 6 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄
- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑧欄に記載します。また、(震災特別法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(2以上の住宅の取得等(2以上の住宅の取得等)を、かつ、これらの住宅の取得等をした居住用家屋等が居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には、その居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の取得等を1の住宅の取得等とします。ただし、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等があるときや、特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当しない住宅の取得等があるときなどは、その区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ1の住宅の取得等とします。)に係る住宅借入金等について控除を受けることを行います。)を受ける場合、(震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次に示します。
- (1) 震災特別法の適用期間の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特別法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。
- (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑧欄に記載します。
- ⑧欄は、2以上の住宅の取得等に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その住宅の取得等ごと(これらの住宅の取得等が同一の年に属するもので、異なる年の同一工種を適用して計算するときを除きます。)に作成した計算明細書の⑧欄の金額の合計額を、最も新しい住宅の取得等に係る計算明細書にのみ記載します。ただし、上記⑧の重複適用については、住宅の取得等に係る控除限度額(二面の⑧欄の○か○内の最高額)のうち最も高い控除限度額が限度となります。

- 7 申告書への転記等
- (1) 重複適用及び震災特別法の重複適用の特例を受けない方
 ⑧(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に記載します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成26年3月13日居住開始)を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特別法の重複適用の特例を受ける方
 ⑧(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に記載します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る「居住開始年月日」等(例：平成22年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」等(例：平成25年2月13日居住開始)のいずれも記載します。

- (4) ④欄は、次の1からxxに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。
- i 平成25年中に居住の用に供した場合 (xi, xii及びxiiiの場合を除きます。) … 2,000万円
 - ii 平成24年中に居住の用に供した場合 (xi, xii, xiii及びxivの場合を除きます。) … 3,000万円
 - iii 平成23年中に居住の用に供した場合 (xv, xvi及びxviiの場合を除きます。) … 4,000万円
 - iv 平成21年1月1日から平成22年12月31日までの間に居住の用に供した場合 (xxv及びxxviの場合を除きます。) … 5,000万円
 - v 平成20年中に居住の用に供した場合 … 2,000万円
 - vi 平成19年中に居住の用に供した場合 … 2,500万円
 - vii 平成18年中に居住の用に供した場合 … 3,000万円
 - viii 平成17年中に居住の用に供した場合 … 4,000万円
 - ix 平成16年1月1日から平成17年6月30日までの間に居住の用に供した場合 … 5,000万円
 - x 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xi 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 4,000万円
 - xiii 平成23年10月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき … 5,000万円
 - xiv 平成25年中に居住の用に供した場合で、震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の特例を選択したとき … 3,000万円
 - xv 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特別法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例の特例を選択したとき … 4,000万円
 - xx 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合 … 1,000万円

- 4 「6 特定の増改築等に係る事項」欄
- (1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「① 高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「② 交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額の合計額を書きます。
- (3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「③ 断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。なお、平成23年1月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (4) 「④ 特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」の金額を書きます。
- (注) 1 ②の金額が50万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。
- 2 断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等の費用に関し補助金等の交付を受けるときは(付表1)の④又は⑤の金額をそれぞれ④又は⑤に記載します。
- 3 ④又は⑤の金額が50万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

- 5 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄
- 二面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、⑧欄に記載します。また、(震災特別法の適用期間の特例を受ける場合、②重複適用(新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。)を受ける場合、(震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には、それぞれ次に示します。)
- (1) 震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には、「適用期間の特例」の文字を○で囲みます。なお、震災特別法の重複適用の特例を受ける場合は不要です。
- (2) 重複適用を受ける場合には「重複適用」の文字を、震災特別法の重複適用の特例を受ける場合には「重複適用の特例」の文字を○で囲んだ上、控除額を⑧欄に記載します。
- ⑧欄は、2以上の居住の用に供した日の属する年に係る住宅借入金等の金額がある場合には、その居住の用に供した日の属する年ごとに作成した計算明細書の⑧欄の金額の合計額を、最も新しい居住の用に供した日の属する年の計算明細書にのみ記載します。
- ただし、上記⑧の重複適用については、居住の用に供した日の属する年に係る控除限度額(二面の⑧欄の○か○内の最高額)のうち最も高い控除限度額が限度となります。

- 6 申告書への転記等
- (1) 重複適用及び震災特別法の重複適用の特例を受けない方
 ⑧(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に記載します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「居住開始年月日」等(例：平成25年4月13日居住開始)を書きます。
- (2) 重複適用又は震災特別法の重複適用の特例を受ける方
 ⑧(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を申告書第一表の「税金の計算」欄の「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除」に記載します。
 また、申告書第二表の「特例適用条文等」欄には、先の取得等をした家屋に係る「居住開始年月日」等(例：平成22年4月10日居住開始)と後の増改築等をした部分に係る「居住開始年月日」等(例：平成25年10月13日居住開始)のいずれも記載します。

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

個⑥022 (付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書【表面】

〔付表1〕補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分) 氏名

提出用

○この明細書は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関する補助金等の交付を受ける場合、又は住宅取得等資金の贈与の対価若しくは贈与税控除対象控除の適用(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。))の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。))の付表として使用します。

1 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以前に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

Table with 5 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象となる取得等に係る事項, 補助金等の額(※), 備考

※ 交付対象の項に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、欄②のイ又はロの形式で計算した額又は別の額をそれぞれの欄又はその空欄に記入します。

Table for 2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合. Columns: 家屋, 土地等, 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 取得対価の額(イ-ロ)

Table for 3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合. Columns: 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額(イ-ロ)

Table for 4 (特定) 耐熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合. Columns: 耐熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 耐熱改修工事等の費用の額(イ-ロ)

※ ②イ又はロの金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、「(特定)耐熱改修工事等」について、特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

Table for II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算. Columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), (算×②), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(算), あなたの持分に係る取得対価の額等(イ-ロ)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、欄②のイ又はロの形式で計算した額又は別の金額をそれぞれの欄又はその空欄に記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

〔付表1〕補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書

(平成 年分) 氏名

提出用

○この明細書は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合で、平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約をし、住宅の取得等に関する補助金等の交付を受ける場合、又は住宅取得等資金の贈与の特例(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。))の適用があるときに、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書」又は「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)」(以下これを「計算明細書」といいます。))の付表として使用します。

I 補助金等の交付を受ける場合の取得対価の額等の計算

平成23年6月30日以前に住宅の取得等に係る契約をし、その住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合に記入します。

Table with 5 columns: 補助金等の名称, 交付年月日, 交付対象となる取得等に係る事項, 補助金等の額(※), 備考

※ 交付対象の項に合計した補助金等の額を次の2から4の「交付を受ける補助金等の合計額」欄に書いてください。なお、「家屋及び土地等」の補助金等の額がある方は、欄②のイ又はロの形式で計算した額又は別の額をそれぞれの欄又はその空欄に記入します。

Table for 2 住宅の新築又は購入に関し補助金等の交付を受ける場合. Columns: 家屋, 土地等, 補助金等控除前の取得対価の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 取得対価の額(イ-ロ)

Table for 3 住宅の増改築等の費用に関し補助金等の交付を受ける場合. Columns: 補助金等控除前の増改築等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 増改築等の費用の額(イ-ロ)

Table for 4 (特定) 耐熱改修工事等の費用の額から控除すべき補助金等の交付を受ける場合. Columns: 耐熱改修工事等の費用の額, 交付を受ける補助金等の合計額, 耐熱改修工事等の費用の額(イ-ロ)

※ ②イ又はロの金額が50万円を超えるときに、「増改築等」に係る住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算

住宅取得等資金の贈与の特例の適用を受けた場合に記入します。

Table for II 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算. Columns: 取得対価の額, あなたの共有持分(計算明細書の①欄), (算×②), 住宅取得等資金の贈与の特例を受けた金額(算), あなたの持分に係る取得対価の額等(イ-ロ)

※ 住宅取得等資金を「家屋及び土地等」の取得等に充てた場合や家屋と土地等のいずれの取得等に充てたか明らかでない場合には、欄②のイ又はロの形式で計算した額又は別の金額をそれぞれの欄又はその空欄に記入してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【二面】

提出用

7 特定の増改築等に係る事項 氏名 _____

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)

2 障害者(1に該当する方を除きます)

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉔	
交付を受ける補助金等の合計額	㉕	
(㉔ - ㉕) ※ 30万円を超える場合に限りす。	㉖	
断熱改修工事等の費用の額	㉗	
※ 30万円を超える場合に限りす。		
特定断熱改修工事等の費用の額	㉘	
※ 30万円を超える場合に限りす。		
特定の増改築等工事の費用の合計額(㉔+㉘)	㉙	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉙又は㉙×一箇の①の①)	㉚	
特定増改築等住宅借入金等又は特定断熱改修住宅借入金等の 年末残高(一箇の②と③のいずれか少ない方の金額(最高 200万円。ただし、住宅の増改築等が特定取得に該当する場 合は、最高250万円。))	㉛	

二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※ ㉔、㉕及び㉖について、特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円を超えるときに限りす。

※ ㉔の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ㉘又は㉘から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の㉘又は㉘の金額をそれぞれ㉙又は㉙に書きます。

※ ㉙又は㉙の金額が50万円(特定増改築等をした家屋を平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合は、30万円)を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三箇の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	㉜	00	円
-----------------------------------	---	----	---

※ 三箇の⑧の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に三箇の⑧の金額を右に転記します。	㉝	00	円
---------	------	---------	--	---	----	---

9 控除証明書の要否

平成27年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

提出用

6 特定の増改築等に係る事項 氏名 _____

※ 特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合のみ書いてください。

高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受ける場合に、あなた又は同居親族の方について該当する欄をチェックします。

1 年齢が50歳以上(同居親族の方は65歳以上)

2 障害者(1に該当する方を除きます)

3 要介護認定又は要支援認定を受けている(1又は2に該当する方を除きます)

同居親族の方が該当する場合は、その方の氏名等を書きます。
氏名() 続柄()

高齢者等居住改修工事等の費用の額	㉔	
交付を受ける補助金等の合計額	㉕	
(㉔ - ㉕) ※ 30万円を超える場合に限りす。	㉖	
断熱改修工事等の費用の額	㉗	
※ 30万円を超える場合に限りす。		
特定断熱改修工事等の費用の額	㉘	
※ 30万円を超える場合に限りす。		
特定の増改築等工事の費用の合計額(㉔+㉘)	㉙	
あなたの持分に係る特定の増改築等工事の費用の額 (㉙又は㉙×一箇の①の①)	㉚	
特定増改築等住宅借入金等の年末残高 (一箇の②と③のいずれか少ない方の金額(最高200万円))	㉛	

二面 ○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

※ ㉔の金額が30万円を超えるときに、高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

※ ㉙又は㉙から控除すべき補助金等の交付を受ける場合には、(付表1)の㉙又は㉙の金額をそれぞれ㉚又は㉚に書きます。

※ ㉚又は㉚の金額が30万円を超えるときに、断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除の適用を受けることができます。

7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額

三箇の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算し、その番号を書きます。

(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額(100円未満の端数切捨て)	㉜	00	円
-----------------------------------	---	----	---

※ 三箇の⑧の金額を転記します。

※下の適用を受ける場合には、該当する文字を○で囲んでください。

適用期間の特例	重複適用	重複適用の特例	※左の重複適用(の特例)の適用を受ける場合に三箇の⑧の金額を右に転記します。	㉝	00	円
---------	------	---------	--	---	----	---

8 控除証明書の要否

平成26年分以後に年末調整でこの控除を受けるため、控除証明書の交付を要する方は、右の「要する」の文字を○で囲んでください。

要する

改正後

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and calculation details for '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan special provisions). It includes rows for various types of housing loans and special provisions like '高年齢者等居住改修工事' (Special housing renovation for elderly) and '特定増改築等' (Special renovation).

※1 ①の金額を二箇の分類に記載します。
※2 ②欄の①から⑤の金額は、居住の用に供した日の属する年等における住宅の取得等に係る控除限度額となります。
○重層適用又は累次特別法の重層適用の特例を受ける場合には、次の分類も記載します。

Summary table for special provisions: '重層適用を受ける場合' (When multiple application is accepted), '累次特別法の重層適用の特例を受ける場合' (When special provisions of multiple application are accepted).

※ ①の金額を二箇の分類に記載します。

改正前

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【三面】

○平成25年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算(再び居住の用に供した方用)
次の該当する算式のうち、いずれか一の算式により計算します。

Table with columns for '提出用' (Submission), '氏名' (Name), and calculation details for '住宅借入金等の年末残高の合計額' (Total year-end balance of housing loan special provisions). It includes rows for various types of housing loans and special provisions like '高年齢者等居住改修工事' (Special housing renovation for elderly) and '特定増改築等' (Special renovation).

※1 ①の金額を二箇の分類に記載します。
※2 ②欄の①から⑤の金額は、居住の用に供した日の属する年等における控除限度額となります。
○重層適用又は累次特別法の重層適用の特例を受ける場合には、次の分類も記載します。

Summary table for special provisions: '重層適用を受ける場合' (When multiple application is accepted), '累次特別法の重層適用の特例を受ける場合' (When special provisions of multiple application are accepted).

※ ①の金額を二箇の分類に記載します。

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・1ページ】

個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・1ページ】

平成26年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限りす。)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」又は「相続時特精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに関する事項)欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を⑤、⑥又は⑦に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方が書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「4 特定取得に係る事項」欄
家屋の新築若しくは購入又は家屋の増改築等が特定取得(家屋の取得対価の額又は増改築等の費用の額(2の⑤又は3の⑥)に含まれる消費税額等(消費税額及び地方消費税の合計額をいいます。))が、8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等である場合におけるその住宅の取得等をいいます。)に該当する場合は、「特定取得」の文字を□で囲んでください。

4 「5 家屋や土地等の取得対価の額」欄
(1) ⑤の①欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑧又は⑨(共有持分があるときはそれぞれ⑩の①又は⑩の②)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1)の⑩の①又は⑩の②の金額をそれぞれ転記します。
(2) ⑥の①欄の記入に当たっては、次によります。
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、⑩(共有持分があるときは⑩×⑩の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1)の⑩(共有持分があるときは⑩×⑩の①)の金額を記入します。
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑩の②の金額を転記します。

5 「6 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすのに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} = \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

- ※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、(付表2)に該当事項を記入した上、④の金額を転記します。
- ② ③欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。
なお、⑤の①欄と⑤の②欄の割合又は⑥の①欄と⑥の②欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の①欄は「⑤×⑤の①」とし、⑤の②欄は、それぞれ⑤の②欄の割合又は⑥の②欄の割合を書いて差し支えありません。
- ③ ⑤の①欄の記入に当たっては、⑤の①欄と⑤の②欄の割合又は⑥の①欄と⑥の②欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の①欄の割合又は⑥の①欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑤の①欄に次の①の金額と②の②の金額の合計額を書きます。

$$i \text{ ⑤の①欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額 (円)}}{\text{⑤の①欄の金額 (円)} + \text{⑥の②欄の金額 (円)}} + \text{⑥の①欄又は⑦の①欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$

$$ii \text{ ⑥の①欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑥の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の①欄の金額 (円)} + \text{⑥の②欄の金額 (円)}} + \text{⑥の①欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$

平成25年分(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)の書き方

- (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)は、まず、1から6の該当する欄を書き、次に7により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算します。
- 住宅の取得等に関し補助金等の交付を受ける場合(平成23年6月30日以後に住宅の取得等に係る契約を締結する場合に限りす。)や「住宅取得等資金の贈与税の非課税」及び「相続時特精算課税選択の特例」(以下、併せて「住宅取得等資金の贈与の特例」といいます。)の適用がある場合は「(付表1) 補助金等の交付を受ける場合又は住宅取得等資金の贈与の特例を受けた場合の取得対価の額等の計算明細書」(以下「(付表1)」といいます。)を併せて使用します。

1 「(再び居住の用に供したことに関する事項)欄
所定の欄に該当する事項を書いてください。
また、「居住の用に供していない期間の家屋の用途」欄の「その他」に該当する場合は、その内容を具体的に書いてください。
なお、「その家屋に係る(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用」欄は、「(特定増改築等)住宅借入金等特別控除に係る【再び居住の用に供した場合の再適用】又は【再び居住の用に供した場合の適用】」の区分に応じ、該当する□にチェック(✓)します。

2 「2 新築又は購入した家屋等に係る事項」欄及び「3 増改築等に係る事項」欄
(付表1)の所定の事項を記載の上、その③の金額又は④の金額を⑤、⑥又は⑦に転記します。
「土地等に関する事項」欄は、土地等に係る住宅借入金等の年末残高がある方が書いてください。
また、「土地等に関する事項」欄の「(平成 年 月 日)」は、土地等を先行取得した場合に、その先行取得の日を書いてください。

3 「4 家屋や土地等の取得対価の額」欄
(1) ⑤の①欄又は⑤の②欄の記入に当たっては、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合は、それぞれ⑧又は⑨(共有持分があるときはそれぞれ⑩の①又は⑩の②)の金額を記入し、住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合は、(付表1)の⑩の①又は⑩の②の金額をそれぞれ転記します。
(2) ⑥の①欄の記入に当たっては、次によります。
i 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がない場合…交付を受ける補助金等がない場合は、⑩(共有持分があるときは⑩×⑩の①)の金額を記入し、交付を受ける補助金等がある場合は、(付表1)の⑩(共有持分があるときは⑩×⑩の①)の金額を記入します。
ii 住宅取得等資金の贈与の特例の適用がある場合…(付表1)の⑩の②の金額を転記します。

4 「5 居住用部分の家屋又は土地等に係る住宅借入金等の年末残高」欄
(1) ③欄には、金融機関等から交付を受けた「住宅取得資金に係る借入金の年末残高証明書」(以下「証明書」といいます。)に記載されている住宅借入金等の年末残高をその証明書の「住宅借入金等の内訳」欄の区分に応じて書きます(2か所以上から証明書の交付を受けている場合には、全ての証明書に基づいて書きます。)
なお、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の適用を受けている方が、住宅借入金等の借換えをした場合において、借換えによる新たな住宅借入金等(一定の要件を満たすのに限ります。)の当初金額が借換え直前の当初住宅借入金等残高を上回っている場合には、次により計算した金額が(特定増改築等)住宅借入金等特別控除の対象となる住宅借入金等の年末残高となりますので、ご注意ください。

$$\text{本年の住宅借入金等の年末残高} = \frac{\text{借換え直前の当初住宅借入金等残高}}{\text{借換えによる新たな住宅借入金等の当初金額}}$$

また、⑤の区分に該当する住宅借入金等の年末残高と⑥、⑦又は⑧の区分に該当する住宅借入金等の年末残高を有する場合には、税務署におたずねください。

- ※ 連帯債務に係る住宅借入金等がある場合には、(付表2)に該当事項を記入した上、④の金額を転記します。
- ② ③欄の割合が90%以上である場合は100.0%と書きます。
なお、⑤の①欄と⑤の②欄の割合又は⑥の①欄と⑥の②欄の割合の差が10%以内(前記に該当する方は調整前の数値と比較します。)である場合には、それぞれ⑤の①欄は「⑤×⑤の①」とし、⑤の②欄は、それぞれ⑤の②欄の割合又は⑥の②欄の割合を書いて差し支えありません。
- ③ ⑤の①欄の記入に当たっては、⑤の①欄と⑤の②欄の割合又は⑥の①欄と⑥の②欄の割合が同じ場合には、それぞれ⑤の①欄の割合又は⑥の①欄の割合を書き、異なる場合は記入を省略して、⑤の①欄に次の①の金額と②の②の金額の合計額を書きます。

$$i \text{ ⑤の①欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑤の②欄又は⑥の②欄の金額 (円)}}{\text{⑤の①欄の金額 (円)} + \text{⑥の②欄の金額 (円)}} + \text{⑥の①欄又は⑦の①欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$

$$ii \text{ ⑥の①欄の金額 (円)} \times \frac{\text{⑥の②欄の金額 (円)}}{\text{⑥の①欄の金額 (円)} + \text{⑥の②欄の金額 (円)}} + \text{⑥の①欄の割合 (\%)} = (\text{円})$$

改正後	改正前
<p>個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・ページ】</p> <p>(4) ⑨欄は、次の1からxixに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成26年中に居住の用に供した場合(x, xv, xvii及びxixの場合を除きます。) <ul style="list-style-type: none"> - 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…4,000万円 - 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…2,000万円 ii 平成25年中に居住の用に供した場合(xii, xvii及びxixの場合を除きます。)…2,000万円 iii 平成24年中に居住の用に供した場合(xiii, xiv, xvii及びxixの場合を除きます。)…3,000万円 iv 平成23年中に居住の用に供した場合(xv, xviii及びxixの場合を除きます。)…4,000万円 v 平成23年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(xv及びxixの場合を除きます。)…5,000万円 vi 平成20年中に居住の用に供した場合…2,000万円 vii 平成19年中に居住の用に供した場合…2,000万円 viii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円 ix 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円 x 平成12年1月1日から平成13年6月30日までの間に居住の用に供した場合…5,000万円 xi 平成26年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき <ul style="list-style-type: none"> - 住宅の取得等が特定取得に該当するとき…5,000万円 - 住宅の取得等が特定取得に該当しないとき…3,000万円 xii 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…3,000万円 xiii 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…4,000万円 xiv 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低気圧住宅に該当するとき…4,000万円 xv 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…5,000万円 xvi 平成26年4月1日から平成26年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…5,000万円 xvii 平成25年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…3,000万円 xviii 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…4,000万円 xix 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円 <p>6 「7 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居住介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。</p> <p>なお、平成22年1月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事等の費用の額」の金額を書きます。⑭)。</p> <p>(4) 「⑬特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。⑯)。</p> <p>(注)平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(附表1)の⑪又は⑫の金額を記載します。</p> <p>7 三面への転記</p> <p>一面の⑧の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑧」欄に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑧の金額及び二面の⑫の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p> <p>8 「8 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄</p> <p>三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑭欄に転記します。</p> <p>また、⑮震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、⑯重複適用(二以上の住宅の取得等(二以上の住宅の取得等をし、かつ、これらの住宅の取得等をした居住用家屋等を居住の用に供した日が同一の年に属するものがある場合には、その居住の用に供した日が同一の年に属する住宅の取得等を一の住宅の取得等とします。ただし、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等と他の住宅借入金等の金額に係る住宅の取得等があるときや、特定取得に該当する住宅の取得等と特定取得に該当しない住宅の取得等があるときなどは、その区分をした住宅の取得等ごとにそれぞれ一の住宅の取得等とします。)に係る住宅借入金等について控除を受けることとをいいます。)を受ける場合、⑰震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署におたずねください。</p>	<p>個⑥024 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額の計算明細書(再び居住の用に供した方用)【書き方・2ページ】</p> <p>(4) ⑨欄は、次の1からxvに掲げる区分に応じ、それぞれ次に掲げる金額が最高限度となります。</p> <ul style="list-style-type: none"> i 平成25年中に居住の用に供した場合(x, xiv及びxviの場合を除きます。)…2,000万円 ii 平成24年中に居住の用に供した場合(xi, xii, xv及びxviの場合を除きます。)…3,000万円 iii 平成23年中に居住の用に供した場合(xiii, xv及びxviの場合を除きます。)…4,000万円 iv 平成21年1月1日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合(xiii及びxviの場合を除きます。)…5,000万円 v 平成20年中に居住の用に供した場合…2,000万円 vi 平成19年中に居住の用に供した場合…2,500万円 vii 平成18年中に居住の用に供した場合…3,000万円 viii 平成17年中に居住の用に供した場合…4,000万円 ix 平成11年1月1日から平成13年6月30日まで又は平成16年中に居住の用に供した場合…5,000万円 x 平成25年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…3,000万円 xi 平成24年中に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…4,000万円 xii 平成24年12月4日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定低気圧住宅に該当するとき…4,000万円 xiii 平成21年6月4日から平成23年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、認定住宅の新築等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択し、その認定住宅が認定長期優良住宅に該当するとき…5,000万円 xiv 平成25年中に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…3,000万円 xv 平成23年1月1日から平成24年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、震災特例法の住宅の再取得等に係る住宅借入金等特別控除の特例を選択したとき…4,000万円 xvi 特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合…1,000万円 <p>5 「6 特定の増改築等に係る事項」欄</p> <p>(1) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑩高齢者等居住改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「高齢者等居住改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「高齢者等居住改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。</p> <p>(2) 高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑪交付を受ける補助金等の合計額」欄には、交付を受ける補助金等の額(平成23年6月29日以前に増改築等に係る契約を締結した場合に交付等を受ける地方公共団体からの補助金等、居住介護住宅改修費又は介護予防住宅改修費の額を含みます。)の合計額を書きます。</p> <p>(3) 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を受ける場合に、「⑫断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます)。</p> <p>なお、平成21年4月1日から平成25年12月31日までの間に居住の用に供した場合で、平成25年3月31日以前に増改築等工事証明書の交付を受けたときは、「施行令第26条の28の5第9項に規定する改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「第26条の28の5第9項に規定する改修工事等の費用の額」の金額を書きます。⑭)。</p> <p>(4) 「⑬特定断熱改修工事等の費用の額」欄には、建築士等から交付を受けた増改築等工事証明書に記載されている「特定断熱改修工事等に要した費用の額」(平成23年6月29日以前の契約に係る増改築等工事証明書は「特定断熱改修工事等の費用の額」の金額を書きます。⑯)。</p> <p>(注)平成23年6月30日以後に断熱改修工事等又は特定断熱改修工事等を含む増改築等に係る契約を締結した場合で補助金等の交付を受けるときは(附表1)の⑪又は⑫の金額を記載します。</p> <p>6 三面への転記</p> <p>一面の⑧の金額を三面の「住宅借入金等の年末残高の合計額⑧」欄に転記します。</p> <p>高齢者等居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除又は断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した方は、一面の⑧の金額及び二面の⑫の金額を三面の「4 高齢者居住改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」又は「5 断熱改修工事等に係る特定増改築等住宅借入金等特別控除を選択した場合」の算式の該当する欄に転記します。</p> <p>7 「7 (特定増改築等)住宅借入金等特別控除額」欄</p> <p>三面の該当する算式のうち、いずれか一の算式により(特定増改築等)住宅借入金等特別控除額を計算し、二面の⑭欄に転記します。</p> <p>また、⑮震災特例法の適用期間の特例を受ける場合、⑯重複適用(新築や購入した家屋に係る住宅借入金等とその家屋を居住の用に供した日の属する年の翌年以後に増改築等をした部分に係る住宅借入金等の双方について控除を受けることや、異なる年における2回以上の増改築等に係る住宅借入金等について控除を受けることなどをいいます。)を受ける場合、⑰震災特例法の重複適用の特例を受ける場合については、税務署におたずねください。</p>

個①025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【表面】

個①025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【表面】

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

政党等寄付金特別控除額の計算明細書

(平成26年分) 氏名

この明細書は、平成26年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄付金特別控除又は認定NPO法人等寄付金特別控除の適用も受ける場合は、まず、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」により公益社団法人等寄付金特別控除額の計算をし、次に、「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」により認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等寄付金の額 ①		円
	①以外の寄付金の額 ②		
	① + ②	③	
所得金額の合計額 ④			
	① × 40%	⑤	

政党等寄付金の額の合計額を書いてください。
（政党等寄付金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金 額	部
	年 - 月 - 日		円
	年 - 月 - 日		
	年 - 月 - 日		

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の上限外の寄付金の金額を記入してください。また、公益社団法人等寄付金特別控除又は認定NPO法人等寄付金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額を記入してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を記入してください。（注）此の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
- 退職所得及び山林所得がある場合——その所得金額（特別控除前の金額）
- ほか申告分離課税の所得がある場合——その所得金額（特別控除前の金額）
なお、控除申告の場合には、申告書別添（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の枠の金額を記入してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ①	⑥	(単位のとまほり) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦	⑧	(単位のとまほり)
(② - ⑧) × 30%	⑨	(100円未満の端数切捨て)
平成26年分の所得税の額 ⑩		
⑨ × 25%	⑪	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑥と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	

申告書第一表の「税金の計算」欄の「政党等寄付金特別控除」(申告書Aは④-⑩欄、申告書Bは④-⑩欄)に記入してください。ほか、公益社団法人等寄付金特別控除又は認定NPO法人等寄付金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の「政党等寄付金特別控除」に記入してください。

※ 両用紙の宛先による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「括弧41の18」と書いてください。

(平成25年分) 氏名

この明細書は、平成25年中に支出した政党又は政治資金団体に対する寄付金で一定のもの（以下「政党等寄付金」といいます。）があり、その寄付金について政党等寄付金特別控除の適用を受ける場合に、政党等寄付金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「政党等寄付金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収等）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄付金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 政党等寄付金特別控除額の計算」欄で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

また、公益社団法人等寄付金特別控除又は認定NPO法人等寄付金特別控除の適用も受ける場合は、まず、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」により公益社団法人等寄付金特別控除額の計算をし、次に、「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」により認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算をしてから、この計算明細書で政党等寄付金特別控除額の計算をします。

なお、この控除のほかには特定震災指定寄付金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に「特定震災指定寄付金特別控除額の計算明細書」により特定震災指定寄付金特別控除額を計算します。

1 寄付金の区分等

寄付金の区分等	政党等寄付金の額 ①		円
	①以外の寄付金の額 ②		
	① + ②	③	
所得金額の合計額 ④			
	① × 40%	⑤	

政党等寄付金の額の合計額を書いてください。
（政党等寄付金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金 額	部
	年 - 月 - 日		円
	年 - 月 - 日		
	年 - 月 - 日		

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄付金控除」欄の上限外の寄付金の金額を記入してください。また、公益社団法人等寄付金特別控除又は認定NPO法人等寄付金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額及び「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を記入してください。（注）此の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
- 退職所得及び山林所得がある場合——その所得金額（特別控除前の金額）
- ほか申告分離課税の所得がある場合——その所得金額（特別控除前の金額）
なお、損失申告の場合には、申告書別添（損失申告用）の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の枠の金額を記入してください。

2 政党等寄付金特別控除額の計算

⑤ - ②	⑥	(単位のとまほり) 円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦ - 震災関連寄付金の額 ⑧	⑨	(単位のとまほり)
(② - ⑨) × 30%	⑩	(100円未満の端数切捨て)
平成25年分の所得税の額 ⑪		
⑩ × 25%	⑫	(100円未満の端数切捨て)
政党等寄付金特別控除額 (⑥と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑬	

申告書第一表の「税金の計算」欄の「政党等寄付金特別控除」(申告書Aは④-⑩欄、申告書Bは④-⑩欄)に記入してください。ほか、公益社団法人等寄付金特別控除、認定NPO法人等寄付金特別控除又は特定震災指定寄付金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄付金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の「政党等寄付金特別控除」に記入してください。

※ 両用紙の宛先による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「括弧41の18」と書いてください。

個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【裏面】

個⑥025 政党等寄付金特別控除額の計算明細書【裏面】

政党等寄付金特別控除を受けられる方へ

政党等寄付金特別控除を受けられる方へ

個人が平成26年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。

個人が平成25年中に支出した次の1に掲げる政治団体に対する政治活動に関する寄附（政治資金規正法に違反することになるもの及びその寄附をした人に特別の利益が及ぶと認められるものを除きます。）に係る支出金で、政治資金規正法に基づいてその政治団体の取支報告書により総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会に報告されたもの（以下「政党等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した政党等寄附金特別控除額を平成25年分の所得税額から控除することができます。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

なお、この政党等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか政党等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成25年中に支出した政党等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については政党等寄附金特別控除の適用を受けるということとはできません。

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

1 対象となる政治団体

- ① 政党（本部、支部とも含みます。）
- ② 政治資金団体

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

2 政党等寄附金特別控除額の計算

政党等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額(100円未満の端数切捨て)

- ① (平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額

- ① (平成25年中に支出した政党等寄附金の額の合計額 - 2千円) × 30%
- ② 平成25年分の所得税の額の25%に相当する金額

但し 上記①の算式中の「平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

但し 上記①の算式中の「平成25年中に支出した政党等寄附金の額の合計額」については、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成26年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる政党等寄附金以外の寄附金（以下「政党等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成25年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成25年中に支出した政党等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額からその政党等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額又は認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成25年中に支出した政党等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその政党等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額及び認定NPO法人等寄附金特別控除を適用する認定NPO法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

3 具体的な控除額の計算は、裏面の「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

政党等寄附金特別控除を受ける方は、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合には「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 政党等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類
政党等寄附金特別控除を受ける方は、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、認定NPO法人等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の④の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

また、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」及び政党又は政治資金団体を經由して交付された総務大臣又は都道府県の選挙管理委員会の確認印のある「寄附金（税額）控除のための書類」を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

※ 確定申告書を提出するときに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

※ 確定申告書を提出するときに「寄附金（税額）控除のための書類」が間に合わない場合は、この書類に代えて、寄附金の受領証の写しを添付して確定申告し、後日、この書類が交付され次第、速やかに税務署に提出します。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

政党等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書表面

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成26年分)

氏名

(平成26年分)

氏名

この明細書は、平成26年中に認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人等)に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください)。

この明細書は、平成26年中に認定特定非営利活動法人等(認定NPO法人等)に対して支出したその認定特定非営利活動法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金(以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。)があり、その寄附金について認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します(詳しくは、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」をご覧ください)。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

申告書第一表の「税金の計算」欄の(特定増改築等)住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算」欄で認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算をします。

また、この控除のほか公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」で政党等寄附金特別控除額を計算します。

また、この控除のほか公益社団法人等寄附金特別控除の適用も受ける方は、まず、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をし、次にこの計算明細書で認定NPO法人等寄附金特別控除額を計算します。なお、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」で政党等寄附金特別控除額又は特定震災指定寄附金特別控除額を計算します。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ①+②, 所得金額の合計額, ④×40%

Table for 寄附金の区分等 with columns: 寄附金の名称, 寄附年月日, 金額

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

Table for 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算 with columns: ⑤-⑥, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円-⑥, (⑦-⑧)×40%, 平成26年分の所得税の額, ⑧×20%, ⑩-公益社団法人等寄附金特別控除額, 認定NPO法人等寄附金特別控除額

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。また、「公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。[注]次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかにも申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

申告書第一表は⑩の金額、申告書第二表は⑧の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄)に転記してください。ほかにも、「公益社団法人等寄附金特別控除額」又は「政党等寄附金特別控除額の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の④の金額を合計し、その合計額を申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の2」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

Table with 5 columns: 寄附金の区分等, 認定NPO法人等寄附金の額, ①以外の寄附金の額, ①+②, 所得金額の合計額, ④×40%

Table for 寄附金の区分等 with columns: 寄附金の名称, 寄附年月日, 金額

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

Table for 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算 with columns: ⑤-⑥, ①と⑥のいずれか少ない方の金額, 2千円-⑥, (⑦-⑧)×40%, 平成26年分の所得税の額, ⑧×20%, ⑩-公益社団法人等寄附金特別控除額, 認定NPO法人等寄附金特別控除額

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額を加算してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。[注]次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額・ほかにも申告分離課税の所得がある場合……その所得金額(特別控除前の金額) なお、損失申告の場合には、申告書第四表(損失申告用)の「4 繰越損失を差し引く計算」欄の④の金額を転記してください。

「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の認定関連寄附金の金額をいいます。

申告書第一表は⑩の金額、申告書第二表は⑧の金額を転記してください。

「公益社団法人等寄附金特別控除額」とは、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額をいいます。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除(申告書Aは⑩～⑫欄、申告書Bは⑩～⑫欄)に転記してください。ほかにも、「公益社団法人等寄附金特別控除額」或は「政党等寄附金特別控除額の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の④の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の④の金額を合計し、その合計額を申告書第一表の「税金の計算」欄の④の金額に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条文等」欄に「指法41の18の2」と書いてください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個①025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

個①025-1 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

認定NPO法人等寄附金特別控除を受けられる方へ

個人が平成26年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。

個人が平成25年中に支出した次の1に掲げる寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した認定NPO法人等寄附金特別控除額を平成25年分の所得税額から控除することができます。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の金額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

なお、この認定NPO法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の金額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）（若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」といいます。））又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」といいます。）をいいます。

※ 「認定NPO法人等」とは、所轄庁（都道府県知事又は指定都市の長）の認定を受けた認定特定非営利活動法人（以下「認定NPO法人」といいます。）（若しくは仮認定を受けた仮認定特定非営利活動法人（以下「仮認定NPO法人」といいます。））又は国税庁長官の認定を受けた旧認定特定非営利活動法人（以下「旧認定NPO法人」といいます。）をいいます。

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期限内に支出したものに限り、）をいいます。

① 認定NPO法人等に対して支出した寄附金のうち、東日本大震災の被災者支援活動に特に必要となる費用に充てるために支出した寄附金であって、①認定NPO法人（若しくは仮認定NPO法人）については、その寄附金の募集に際し所轄庁の確認を受けたもの、②旧認定NPO法人については、その寄附金の募集に際し所轄国税局長の確認を受けたもの（それぞれ確認を受けた日の翌日から平成25年12月31日までの間に支出されたものに限り、）について、「特定震災指定寄附金」として特定震災指定寄附金特別控除の適用を受けるものは、この計算書によらず、「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算します。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

1 認定NPO法人等寄附金

認定NPO法人等に対して支出したその認定NPO法人等の行う特定非営利活動に係る事業に関連する寄附金（その認定又は仮認定の有効期限内に支出したものに限り、）をいいます。

①（平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額

①1 上記①の算式中の「平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

2 認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算

認定NPO法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）

①（平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額 - 2千円）× 40%

② 平成25年分の所得税の額の25%に相当する金額

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えたときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

①1 上記①の算式中の「平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額」については、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。

ただし、寄附金控除の対象となる認定NPO法人等寄附金以外の寄附金（以下「認定NPO法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えたときは、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

また、公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額がある場合には、さらにその公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

2 上記①の算式中の「2千円」については、平成25年中に支出した認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその認定NPO法人等寄附金以外の寄附金の額、寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額及び公益社団法人等寄附金特別控除を適用する公益社団法人等寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

3 上記②の金額について、公益社団法人等寄附金特別控除の適用がある場合には、②の金額から公益社団法人等寄附金特別控除額を控除した残額とされます。なお、政党等寄附金特別控除の税額控除限度額は別枠で計算します。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

4 具体的な控除額の計算は、裏面の「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「第41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

3 認定NPO法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類

認定NPO法人等寄附金特別控除を受ける方は、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「第41の18の2」と書きます。ほかに、公益社団法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の①の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の③の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。

また、この①「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②認定NPO法人等寄附金を受領した認定NPO法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

また、この①「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②認定NPO法人等寄附金を受領した認定NPO法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金がその認定NPO法人等の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限ります。）を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

認定NPO法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【表面】

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書

(平成26年分) 氏名

この明細書は、平成26年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収業務）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ別に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	円
	① + ② ③	円
所得金額の合計額 ④		円
	④ × 40%	円

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	年・月・日	円
	年・月・日	円
	年・月・日	円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の4 繰越損失を差し引く計算）欄の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

③ - ②	⑥	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦	⑧	円
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	円
平成26年分の所得税の額	⑩	円
⑨ × 25%	⑪	円
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑧と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	円

申告書第一表は⑩の金額、申告書第二表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは⑫-⑬欄、申告書Bは⑫-⑬欄）に転記してください。
 ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑩の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑩の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条項等」欄に「附法18の3」と書いてください。

(平成25年分) 氏名

この明細書は、平成25年中に支出した公益社団法人等に対する寄附金で一定のもの（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）があり、その寄附金について公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受ける場合に、公益社団法人等寄附金特別控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ」を読んでください）。

申告書第一表の「税金の計算」欄の（特定増収業務）住宅借入金等特別控除までの記入が終わったら、まず、「1 寄附金の区分等」欄に必要な事項を記入し、次に、「2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算」欄で公益社団法人等寄附金特別控除額の計算をします。

なお、公益社団法人等寄附金特別控除のほか、認定NPO法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用も受ける方は、この計算明細書の計算の次に、それぞれ別に「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」により計算を行います。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 寄附金の区分等

寄附金の区分等	公益社団法人等寄附金の額 ①	円
	①以外の寄附金の額 ②	円
	① + ② ③	円
所得金額の合計額 ④		円
	④ × 40%	円

公益社団法人等寄附金の額の合計額を書いてください。（公益社団法人等寄附金の内訳）

寄附先の名称	寄附年月日	金額
	年・月・日	円
	年・月・日	円
	年・月・日	円

申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の①以外の寄附金の金額を転記してください。

申告書第一表の「所得金額」欄の合計を転記してください。
 (注) 次の場合には、それぞれ次の金額を加算してください。
 ・退職所得及び山林所得がある場合……その所得金額
 ・ほかに申告分離課税の所得がある場合……その所得金額（特別控除後の金額）
 なお、損失申告の場合には、申告書第四表（損失申告用）の4 繰越損失を差し引く計算）欄の金額を転記してください。

2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算

③ - ②	⑥	円
①と⑥のいずれか少ない方の金額	⑦	
2千円 - ⑦	⑧	円
(⑦ - ⑧) × 40%	⑨	円
平成25年分の所得税の額	⑩	円
⑨ × 25%	⑪	円
公益社団法人等寄附金特別控除額 (⑧と⑪のいずれか少ない方の金額)	⑫	円

「震災関連寄附金の額」とは、申告書第二表の「所得から差し引かれる金額に関する事項」欄の「寄附金控除」欄の震災関連寄附金の金額をいいます。

申告書A第一表は⑩の金額、申告書B第一表は⑩の金額を転記してください。

申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金特別控除（申告書Aは⑫-⑬欄、申告書Bは⑫-⑬欄）に転記してください。
 ほかに、認定NPO法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の⑩の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の⑩の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金特別控除に記入してください。

※ 肉用牛の売却による農業所得の課税の特例を受ける所得のある方は、税務署におたずねください。

○この計算明細書を使った方は、申告書第二表の「特例適用条項等」欄に「附法18の3」と書いてください。

改正後	改正前
<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】 公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</p>	<p>個⑥025-2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書【裏面】 公益社団法人等寄附金特別控除を受けられる方へ</p>
<p>個人が平成26年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成26年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p>1 公益社団法人等寄附金</p> <p>①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、その法人に係る行政庁等が一定の要件を満たすことを証するもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人</p> <p>③ 社会福祉法人</p> <p>④ 更生保護法人</p> <p>2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① 〔平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円〕× 40%</p> <p>② 平成26年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>但し 上記①の算式中の「平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成26年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成26年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p>3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「総法41の18の3」と書きます。さらに、認定NPO法人等寄附金特別控除又は政党等寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金とその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り）、並びに③その行政庁等のその法人が上記1の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>	<p>個人が平成25年中に支出した次の1の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金」といいます。）については、選択により、寄附金控除に代えて、次の2で計算した公益社団法人等寄附金特別控除額を平成25年分の所得税額から控除することができます。</p> <p>なお、この公益社団法人等寄附金については、確定申告において寄附金控除の適用を受けるか公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるかどちらか有利な方を選択できますが、その選択は、平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金の全額についてどちらか一方の控除の適用を受けることとしなければならず、その一部の金額については寄附金控除の適用を受け、その残りの金額については公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるということではできません。</p> <p>1 公益社団法人等寄附金</p> <p>①から④の法人のうち、その運営組織及び事業活動が適正であること並びに市民から支援を受けていることについて、その法人に係る行政庁等が一定の要件を満たすことを証するもの（以下「公益社団法人等」といいます。）に対して支出した寄附金をいいます。</p> <p>① 公益社団法人及び公益財団法人</p> <p>② 私立学校法第3条に規定する学校法人及び同法第64条第4項の規定により設立された法人</p> <p>③ 社会福祉法人</p> <p>④ 更生保護法人</p> <p>2 公益社団法人等寄附金特別控除額の計算</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除額 = 次の①又は②のいずれか少ない方の金額（100円未満の端数切捨て）</p> <p>① 〔平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額 - 2千円〕× 40%</p> <p>② 平成25年分の所得税の額の25%に相当する金額</p> <p>但し 上記①の算式中の「平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額」については、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額が限度とされます。</p> <p>ただし、寄附金控除の対象となる公益社団法人等寄附金以外の寄附金（以下「公益社団法人等寄附金以外の寄附金」といいます。）がある場合で、平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額に、平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金の額の合計額を加算した金額が、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額を超えるときは、平成25年分の所得金額の合計額の40%相当額からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>2 上記①の算式中の「2千円」については、平成25年中に支出した公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額が2千円以上の場合は「0」とされ、2千円未満の場合は2千円からその公益社団法人等寄附金以外の寄附金の額及び寄附金控除を適用する震災関連寄附金の額の合計額を控除した残額とされます。</p> <p>3 具体的な控除額の計算は、裏面の「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」により行ってください。</p> <p>3 公益社団法人等寄附金特別控除の適用を受けるための手続と必要な書類</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除を受ける方は、「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」（裏面の計算明細書）で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の政党等寄附金等特別控除に控除額を転記するとともに、申告書第二表の「特別適用条文等」欄に「総法41の18の3」と書きます。さらに、認定NPO法人等寄附金特別控除、政党等寄附金特別控除又は特定震災指定寄附金特別控除の適用を受ける場合には、「認定NPO法人等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額、「政党等寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額又は「特定震災指定寄附金特別控除額の計算明細書」の②の金額と合計し、その合計額を申告書第一表の政党等寄附金等特別控除に記入してください。</p> <p>また、①「公益社団法人等寄附金特別控除額の計算明細書」、②公益社団法人等寄附金を受領した公益社団法人等の、寄附金を受領した旨、その寄附金とその法人の主たる目的である業務に関連する寄附金である旨、寄附金の額及び受領した年月日を証する書類（寄附者の氏名及び住所の記載があるものに限り）、並びに③その行政庁等のその法人が上記1の要件を満たすことを証する書類の写しを確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。</p> <p>公益社団法人等寄附金特別控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。</p>

改正後

(削除)

改正前

個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成23年6月29日以前契約用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
(平成23年6月29日以前契約用)

(平成 年 月 日) 氏 名

提出用

この明細書は、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結して住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を御覧ください。
なお、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）」を使用してください。
また、平成20年12月31日以前に耐震改修をした場合は税務署におたずねください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に要した費用の額	①	円	「住宅耐震改修証明書」の「種別特別控除法第41条の時の2第1項第1号に掲げる当該住宅耐震改修に要した費用の額」欄の全部を転記してください。
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	②		「住宅耐震改修証明書」の「種別特別控除法第41条の時の2第1項第2号に掲げる当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の全部を転記してください。
①と②のいずれか少ない方の金額	③		申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅建築等特別控除額の「住宅耐震改修特別控除」の文字を□で囲み、「区分」欄に「1」を記す。控除額を転記してください。
住宅耐震改修特別控除額 (③ × 10%) ※最高20万円	④	(100円未満の端数切捨て)	住宅特定改修特別控除額又は認定長期優良住宅建築等特別控除額がある場合は、「区分」欄に「4」を記す。合計額を記します。

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

- 住宅耐震改修特別控除の概要**
居住者が、平成18年4月1日から平成23年12月31日までの間に、地方公共団体が作成した一定の計画の区域内において、その者の居住の用に供する家屋（昭和46年5月31日以前に建築されたものに限りません。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。
※ 住宅耐震改修特別控除を受ける場合には、「住宅耐震改修証明書」（租税特別措置法施行規則第19条の11の2第7項第2号に規定する書類）が必要です（下の3参照）。
対象物件が住宅耐震改修特別控除の適用される計画の区域内にあるかどうかについては、物件所在地の都道府県又は市区町村の建築部局又は住宅耐震におたずねください。
- 住宅耐震改修特別控除額**
次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の①と②のいずれか少ない方の金額} \\ \text{①住宅耐震改修に要した費用の額} \\ \text{②住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \left(\begin{array}{l} 100円未満の \\ \text{端数切捨て} \\ \text{※最高20万円} \end{array} \right)$$

※ 平成20年12月31日以前に住宅耐震改修をした場合には、計算が異なりますので、税務署におたずねください。
- 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類**
住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅建築等特別控除控除額に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
② 地方公共団体の長の発行する「住宅耐震改修証明書」
（注）②の証明書が、「(1)の要件を満たすことについて」のみの証明書である場合は、指定確認検査機関、建築士又は登録住宅性能評価機関の発行する「住宅耐震改修証明書」も必要です。
③ 住民票の写し

個⑥026 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）（新設）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
（平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をした方用）

（平成 年分） 氏 名

提出用

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、平成26年3月31日以前に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受ける方へ」を読んでください。
なお、平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。
また、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合は税務署におたずねください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に要した費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
①に關し交付を受ける補助金等の合計額	②		← 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定控除・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を□で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成26年分については、平成26年4月1日から同年12月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」の①欄の金額との合計額を書きます。 また、住宅特定控除特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
(① - ②)	③		
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	④		← 「住宅耐震改修証明書」の「(二)当該住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。 申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定控除・認定住宅新築等特別税額控除の「住宅耐震改修特別控除」の文字を□で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。 なお、平成26年分については、平成26年4月1日から同年12月31日までの間にも住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」の①欄の金額との合計額を書きます。 また、住宅特定控除特別控除額又は認定住宅新築等特別税額控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%) ※最高20万円	⑥	(100円未満の端数切捨て)	

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

- 住宅耐震改修特別控除の概要**
居住者が、平成18年4月1日から平成29年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。
- 住宅耐震改修特別控除額**
次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の②と③のいずれか少ない方の金額} \\ \text{②住宅耐震改修に要した費用の額（注）} \\ \text{③住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \end{array} \begin{array}{l} \text{〔100円未満の} \\ \text{端数切捨て〕} \\ \text{〔最高20万円〕} \end{array}$$

（注）補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
- 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類**
住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定控除・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
 - この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
 - 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人が発行する「住宅耐震改修証明書」
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlit.go.jp）をご覧ください。
 - 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
 - 補助金等の額を証する書類
 - 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
 - 住民票の写し

(削除)

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成23年6月30日以後契約用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
(平成23年6月30日以後契約用)

(平成 年分) 氏名

この明細書は、平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結して住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
詳しくは、下の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。
なお、平成23年6月29日以前に耐震改修に係る契約を締結してこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成23年6月29日以前契約用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係した費用の額	①	円	← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)(4)住宅耐震改修に要した費用の額」欄の金額を転記してください。
①に關し交付を受ける補助金等の合計額	②		
(① - ②)	③		
住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額	④		← 「住宅耐震改修証明書」の「(2)各種住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤		← 申告書第一表の「税額の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別控除額の「住宅耐震改修特別控除」の文字を二つで読み、「(区分)欄に「1」を選び、控除額を転記してください。住宅特定改修特別控除の特典額又は認定長期優良住宅新築等特別控除の特典額がある方は、「区分」欄に「4」を選び、合計額を書き込みます。
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%) ※最高20万円	⑥	(100円未満の端数切捨て)	

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

- 住宅耐震改修特別控除の概要**
居住者が、平成18年4月1日から平成25年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限ります。）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。
- 住宅耐震改修特別控除額**
次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{次の③と④のいずれか少ない方の金額} \\ \text{⑤住宅耐震改修に係る耐震工事の標準的な費用の額 (注)} \end{array} \right] \times 10\% = \text{住宅耐震改修特別控除額} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

(注) 補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他のものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。
- 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類**
住宅耐震改修特別控除を受ける方は、上の「○ 住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税額の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定長期優良住宅新築等特別控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。
 ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
 ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅性能評価責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
 「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.mlr.go.jp）をご覧ください。
 ③ 住宅耐震改修に係る請負契約書の写し
 ④ 補助金等の額を証する書類
 ⑤ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
 ⑥ 非居票の写し

○ この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥026-1 住宅耐震改修特別控除の計算明細書（平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をした方用）

住宅耐震改修特別控除額の計算明細書
（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）

〔平成 年 月 日〕

氏 名

提出用

この明細書は、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をして住宅耐震改修特別控除を受ける場合に、住宅耐震改修特別控除額を計算するために使用します。
詳しくは、控除の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。
なお、平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」を使用してください。

○ 住宅耐震改修特別控除額の計算

住宅耐震改修に係る耐震工事に係る標準的な費用の額	①	円
①に関し交付を受ける補助金等の合計額	②	
① - ②	③	
住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額	④	
③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
住宅耐震改修特別控除額 (⑤ × 10%)	⑥	(100 円未満の端数切捨て)

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(イ)当該住宅耐震改修に係る耐震工事に係る標準的な費用の額」欄の金額を転記してください。

②又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます（平成 25 年 6 月 30 日以後に耐震改修に係る契約を締結した場合には限りません。）。

「住宅耐震改修証明書」の「(2)(ロ)当該住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額」欄の金額を転記してください。
なお、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合、耐震改修工事限度額は異なります。詳しくは、控除の裏面の「住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ」を読んでください。

③の金額が④以上ある場合には、③の金額のうち最も高い耐震改修工事限度額が限度となります。

申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別控除控除額の「住宅耐震改修特別控除」の文字を□で囲み、「区分」欄に「1」を書き、控除額を転記してください。
なお、平成 26 年 4 月 1 日以後に住宅耐震改修をしてこの控除を受ける場合には、この欄の金額と「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前に住宅耐震改修をした方用）」の⑥欄の金額との合計額を書きます。
また、住宅特定改修特別控除控除額又は認定住宅新築等特別控除控除額がある方は、「区分」欄に「4」を書き、合計額を書きます。

○ この明細書は、「申告書」と一緒に提出してください。

住宅耐震改修特別控除を受けられる方へ

1 住宅耐震改修特別控除の概要

居住者が、平成26年4月1日から平成29年12月31日までの間に、その者の居住の用に供する家屋（昭和56年5月31日以前に建築されたものに限り、）の住宅耐震改修をした場合には、その者のその年分の所得税の額から、一定の算式により計算した住宅耐震改修特別控除額を控除することができます。

（注）この住宅耐震改修について、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除を適用する場合には、この住宅耐震改修特別控除は適用できません。なお、要耐震改修住宅に係る住宅借入金等特別控除については、「住宅借入金等特別控除を受けられる方へ」をご覧ください。

2 住宅耐震改修特別控除額

次の算式により計算します。

$$\left[\begin{array}{l} \text{住宅耐震改修に係る耐震工場の標準的な費用の額（注1）} \\ \text{（最高250万円（注2））} \\ \text{（最高200万円（注3））} \end{array} \right] \times 10\% = \begin{array}{l} \text{住宅耐震改修} \\ \text{特別控除額} \end{array} \left[\begin{array}{l} \text{100円未満の} \\ \text{端数切捨て} \end{array} \right]$$

（注1）平成23年6月30日以後に耐震改修に係る契約を締結し、補助金等（国又は地方公共団体から交付される補助金又は給付金その他これらに準ずるものをいいます。）の交付を受ける場合には、その補助金等の額を控除した金額となります。

（注2）住宅耐震改修工事に要した費用の額に含まれる消費税額等（消費税額及び地方消費税額の合計額をいいます。）のうち、新消費税率等（8%の消費税及び地方消費税の税率により課されるべき消費税額等をいいます。）が含まれている場合の耐震改修工事限度額です。

（注3）上記（注2）の場合以外の場合の耐震改修工事限度額です。

（注4）平成26年1月1日から同年3月31日までの間に住宅耐震改修をし、かつ、同年4月1日から同年12月31日までの間に別の住宅耐震改修をした場合において、同年4月1日から同年12月31日までの間の住宅耐震改修に係る耐震改修工事限度額は、上記（注2）又は（注3）の耐震改修工事限度額から同年1月1日から同年3月31日までの間の住宅耐震改修に係る住宅耐震改修特別控除額に10を乗じて計算した金額を控除した残額となります。

3 住宅耐震改修特別控除を受けるための手続と必要な書類

住宅耐震改修特別控除を受ける方は、「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後に住宅耐震改修をした方用）」の「○住宅耐震改修特別控除額の計算」欄で控除額を計算し、申告書第一表の「税金の計算」欄の住宅耐震改修特別控除、住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除に控除額を転記するとともに、次の書類を確定申告書に添付して税務署に提出してください。

- ① この「住宅耐震改修特別控除額の計算明細書」
- ② 地方公共団体の長、建築士、指定確認検査機関、登録住宅性能評価機関又は住宅瑕疵担保責任保険法人の発行する「住宅耐震改修証明書」
「住宅耐震改修証明書」の内容に関する詳しいことは、国土交通省ホームページ（www.milt.go.jp）をご覧ください。
- ③ 住宅耐震改修をした家屋の登記事項証明書（原本）
- ④ 住民票の写し

個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成 26 年 3 月 31 日以前居住用）

個⑥026-2 住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年3月31日以前居住用)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事等又は一般断熱改修工事等をした部分で平成26年3月31日以前に居住の用に供して、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。

なお、平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」を使用してください。

(注) 4の①から④のいずれかに該当する方の場合は、⑤又は⑥の金額が30万円を超えるときにはこの控除を受けることができます。

4の①から④のいずれにも該当しない方の場合は、⑦の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日①	平成 年 月 日
あなたの共有持分②	/

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無③	有・無
一般断熱改修工事等に要した費用の額④	
交付を受ける補助金等の合計額⑤	
④－⑤	
⑥又は⑦	
⑧又は⑨	

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項
(あなた又は同居親族の方が①から④のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、①から④のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が65歳以上（同居親族の方は60歳以上）	該当
障害者②に該当する方を除きます。	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている③又は④に該当する方を除きます。	該当
同居親族の方が①から④のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。	
氏名（ ） 続柄（ ）	

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額⑩	
----------------	--

※この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

(平成 年分) 氏名

提出用

この明細書は、住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。

(注) 4の①から④のいずれかに該当する方の場合は、⑤又は⑥の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

4の①から④のいずれにも該当しない方の場合は、⑦の金額が30万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 改修工事をした家屋に係る事項

居住開始年月日①	平成 年 月 日
あなたの共有持分②	/

3 一般断熱改修工事等に係る事項

太陽光発電設備設置工事の有無③	有・無
一般断熱改修工事等に要した費用の額④	
交付を受ける補助金等の合計額⑤	
④－⑤	
⑥又は⑦	
⑧又は⑨	

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項
(あなた又は同居親族の方が①から④のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)

あなた又は同居親族の方について、①から④のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

年齢が65歳以上（同居親族の方は60歳以上）	該当
障害者②に該当する方を除きます。	該当
要介護認定又は要支援認定を受けている③又は④に該当する方を除きます。	該当
同居親族の方が①から④のいずれかに該当する場合は、その方の氏名等を書きます。	
氏名（ ） 続柄（ ）	

5 住宅特定改修特別税額控除額

住宅特定改修特別税額控除額⑩	
----------------	--

※この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥026-3 住宅特定改修特別税額控除の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）

(新設)

住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日以後居住用)

(平成 年) 氏名

提出用

この明細書は、高齢者等居住改修工事又は一般断熱改修工事等をした部分を平成26年4月1日以後に居住の用に供して住宅特定改修特別税額控除を受ける場合に、住宅特定改修特別税額控除額を計算するために使用します。

詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
なお、平成26年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

(注) 4の①から③のいずれかに該当する方の場合は、④又は⑤の金額が10万円を超えるときにこの控除を受けることができます。
4の①から③のいずれにも該当しない方の場合は、⑥の金額が10万円を超えるときにこの控除を受けることができます。

1 共有者の氏名(共有の場合のみ書いてください。)

Table with columns for name and address for co-owners.

2 改修工事をした家屋に係る事項

Table for renovation work details including date and ownership share.

太陽光発電設備設置工事をした場合は、「住宅特定改修特別税額控除額の算定」欄にその旨が記載されています。
「住宅特定改修特別税額控除額の算定」欄の金額を記載してください。

3 一般断熱改修工事等に係る事項

Table for general thermal renovation items with checkboxes for various categories.

国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます(平成23年4月1日以後に改修工事に係る補助金を申請した場合は限りません)。
「住宅特定改修特別税額控除額の算定」欄の金額を記載してください。
なお、平成26年3月31日以前に高齢者等居住改修工事又は一般断熱改修工事等に係る補助金を申請した場合は、平成26年3月31日までの間に交付を受ける補助金等が控除の対象となる場合があります。詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
⑥の金額が10万円を超える場合には、⑥の金額のうち最も高い一般断熱改修工事費額の算定となります。

4 高齢者等居住改修工事等に係る事項

(あなた又は同居親族の方が①から③のいずれかに該当する場合のみ書いてください。)
あなた又は同居親族の方について、①から③のいずれかに該当する欄の右の「該当」の文字を○で囲んでください。

Table for elderly renovation items with checkboxes for age, disability, and family status.

5 住宅特定改修特別税額控除額

Table for calculating the final tax credit amount.

「住宅特定改修特別税額控除額の算定」欄の金額を記載してください。
国又は地方公共団体等から交付を受ける補助金等の合計額を書きます(平成23年4月1日以前に高齢者等居住改修工事又は一般断熱改修工事等に係る補助金を申請した場合は限りません)。
「住宅特定改修特別税額控除額の算定」欄の金額を記載してください。
なお、平成26年3月31日以前に高齢者等居住改修工事又は一般断熱改修工事等に係る補助金を申請した場合は、平成26年3月31日までの間に交付を受ける補助金等が控除の対象となる場合があります。詳しくは、「住宅特定改修特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
⑥の金額が10万円を超える場合には、⑥の金額のうち最も高い改修工事費額の算定となります。

控除額第一表の「控除の計算」欄の住宅特定改修特別税額、住宅特定改修特別税額控除額、住宅特定改修特別税額控除額の「住宅特定改修特別税額控除額」欄に「日」を書き、控除額を記載してください。
なお、平成26年3月31日以前に高齢者等居住改修工事又は一般断熱改修工事等に係る補助金を平成26年4月1日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供してこの控除を受ける場合は、この欄の金額と「住宅特定改修特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」の①欄の金額との合計額を書きます。
住宅特定改修特別税額控除額は住宅特定改修特別税額控除額があること、(控除)欄に「4」を書き、合計額を書きます。

この明細書は、申請書を一緒に提出してください。

個②6-4 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）

個②026-3 認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書
認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算明細書

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書
(平成26年3月31日以前居住用)

提出用

(平成 年分) 氏名

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成21年6月4日から平成26年3月31日までの間に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。
なお、平成26年4月1日以後に居住の用に供してこの控除を受ける場合には「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）」を使用してください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
総床面積	②
②のうち居住用部分の床面積	③
住宅の構造	④ 木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、新築以外の構造
④の床面積1㎡当たりの標準的なかり増し費用の額	⑤
あなたの共有持分	⑥

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、③欄のみ記入します。

標準的なかり増し費用の額 (② × ⑤)	⑦
あなたの持分に相当する費用の額 ⑧又は(⑦ × ⑥)	⑧
居住割合 (③ ÷ ②)	⑨
居住用部分に相当する費用の額 (⑧ × ⑨)	⑩
税額控除限度額 (⑩ × 10%)	⑪
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑫の金額)	⑫

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑬
配当控除	⑭
投資税額等控除	⑮
(特定増資等)住宅借入金等特別控除	⑯
被災等費用等特別控除	⑰
住宅耐震改修特別控除	⑱
住宅特定改修特別税額控除 (⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒)	㉓
認定住宅新築等特別税額控除額 (⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒)	㉔
前年に繰り越した控除未済税額控除額 (⑫-⑬)	㉕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

提出用

(平成 年分) 氏名

この明細書は、認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定長期優良住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「認定長期優良住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」をご覧ください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

フリガナ	フリガナ
氏名	氏名

2 認定長期優良住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

居住開始年月日	① 平成 年 月 日
総床面積	②
②のうち居住用部分の床面積	③
住宅の構造	④ 木造、鉄骨造、鉄骨鉄筋コンクリート造、鉄筋コンクリート造、新築以外の構造
④の床面積1㎡当たりの標準的なかり増し費用の額	⑤
あなたの共有持分	⑥

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、③欄のみ記入します。

標準的なかり増し費用の額 (② × ⑤)	⑦
あなたの持分に相当する費用の額 ⑧又は(⑦ × ⑥)	⑧
居住割合 (③ ÷ ②)	⑨
居住用部分に相当する費用の額 (⑧ × ⑨)	⑩
税額控除限度額 (⑩ × 10%)	⑪
前年から繰り越された控除未済税額控除額 (前年分の計算明細書の⑫の金額)	⑫

4 本年分で差し引く認定長期優良住宅新築等特別税額控除額の計算等

課税総所得金額に対する税額	⑬
配当控除	⑭
投資税額等控除	⑮
(特定増資等)住宅借入金等特別控除	⑯
被災等費用等特別控除	⑰
住宅耐震改修特別控除	⑱
住宅特定改修特別税額控除 (⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒)	㉓
認定長期優良住宅新築等特別税額控除額 (⑫-⑬-⑭-⑮-⑯-⑰-⑱-⑲-⑳-㉑-㉒)	㉔
前年に繰り越した控除未済税額控除額 (⑫-⑬)	㉕

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

○この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

個⑥26-5 認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年4月1日以後居住用）

(新設)

認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書
(平成26年4月1日以後居住用)

(平成 年分)

氏名

提出用

この明細書は、認定住宅の新築又は建築後使用されたことのない認定住宅の取得をして平成26年4月1日以後に居住の用に供した方が、認定住宅新築等特別税額控除を受ける場合に、認定住宅新築等特別税額控除額を計算するために使用します。
詳しくは、「認定住宅新築等特別税額控除を受けられる方へ」を読んでください。
なお、平成20年3月31日以前に居住の用に供してこの控除を受ける場合には、「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書（平成26年3月31日以前居住用）」を使用してください。

この明細書は、申告書と一緒に提出してください。

1 共有者の氏名（共有の場合のみ書いてください。）

Table with 2 columns: フリガナ, 氏名. Includes fields for spouse and other co-owners.

2 認定住宅に係る事項

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、①欄のみ記入します。

Table for recognition items including: 前住開始年月日, 建築面積, 床面積, 償却率, etc.

「建物権利関係書」の取寄書（区分所有物の場合は、区分所有する部分の取寄書）を添付します。

3 税額控除限度額の計算等

※ 前年分においてこの控除を受けた場合で前年から繰り越された控除未済税額控除額のみについてこの控除を受けるときは、③欄のみ記入します。

Table for tax limit calculation including: 標準的な敷居面積, 居住用割合, 認定住宅限度額, etc.

①欄の割合が90%以上である場合は、100.0%と算入します。

計算する金額を□で囲んでください。認定住宅の新築に係る対象の認定は審査の結果に基いたる消費税額及び地方消費税の合計額（以下「消費税額」といいます。）のうち、8%の消費税及び地方消費税の税率により課税される消費税額（以下「消費税額等」といいます。）が算入される場合に認定住宅認定額と、400万円です。その他の場合は、居住用面積が1,000㎡以下です。

認定住宅の新築に係る対象の認定は審査の結果に基いたる消費税額等が、消費税額等とその消費税額等以外の額（以下「消費税額等」といいます。）の合計額から算出される場合は、審査の結果で計算した額の金額を記載に記入します。

平成25年以前に繰り越された控除未済税額控除額の場合には、平成25年分の「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の②の金額を転記します。

4 本年分で差し引く認定住宅新築等特別税額控除額の計算等

Table for calculation of tax credit including: 課税所得金額に対する税額, 配当控除, 控除額等控除, etc.

申告書A第一巻の「税金の計算」欄の②の金額又は申告書B第一巻の「税金の計算」欄②の金額を転記します。

申告書第一巻の「税金の計算」欄の②の金額に、住宅特定控除・住宅特定改修・認定住宅新築等特別税額控除の「認定住宅」の文を□で囲み、③欄に「3」を添え、控除額を転記してください。④年認定住宅取得控除又は住宅特定控除等の控除額がある方は、「居住」欄に「4」を添え、⑤欄を添えます。

「認定住宅新築等特別税額控除額の計算明細書」の書き方（提出用）

○ 「3 税額控除限度額の計算等」欄

認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額に含まれる消費税額等が、新消費税額等と旧消費税額等の合計額から成る場合には、次の算式により、新消費税額等に対応する標準的な費用の額等と旧消費税額等に対応する標準的な費用の額等の合計額等を表面の①欄に転記してください。

1 旧消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の①欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{旧消費税額等に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㊸(円)} \\ \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{※ 最高 500 万円}$$

2 新消費税額等に対応する標準的な費用の額の計算

$$\begin{array}{l} \text{標準的な費用の額} \\ \text{表面の②欄の金額} \end{array} \times \frac{\text{新消費税額等に対応する認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額}}{\text{認定住宅の新築等に係る対価の額又は費用の額の総額}} = \text{㊹(円)} \\ \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{(円)} \qquad \qquad \qquad \text{※ 最高 550 万円}$$

3 合計額の計算

$$\text{㊸(円)} + \text{㊹(円)} = \text{㊺(円)} \\ \text{※ 最高 650 万円}$$

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

個⑥027 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（資本金等会社が発行した株式を取得した場合の譲渡の特例により復興特別会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額を受けられる方へ」を御覧ください。）。

この明細書は、特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額について寄附金控除を受ける場合（復興特別会社が発行した株式を取得した場合の譲渡の特例により復興特別会社及び復興株式がそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなされる場合を含みます。以下同じです。）に、寄附金控除額を計算するために使用します（詳しくは、裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額を受けられる方へ」を御覧ください。）。

（平成 年 月 日） 氏名

（平成 年 月 日） 氏名

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 （Ⅰ）	①	円
	①以外の寄附金の額 （Ⅱ）	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	③ × 40%	④	
の計	③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
控除額の算出	⑤ - 2千円	⑥	円
控除額の算出	⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	円
取得費の調整対象額	⑧ - 2千円	⑨	円

※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の①の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の②の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の④の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑥の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑦の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑧の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑨の適用対象額を記入してください。

1 寄附金控除額の計算

寄附金の区分等	適用対象額 （Ⅰ）	①	円
	①以外の寄附金の額 （Ⅱ）	②	
	① + ②	③	
所得金額の合計額	③ × 40%	④	
の計	③と④のいずれか少ない方の金額	⑤	
控除額の算出	⑤ - 2千円	⑥	円
控除額の算出	⑥と⑦のいずれか少ない方の金額	⑧	円
取得費の調整対象額	⑧ - 2千円	⑨	円

2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細

控除対象特定新規株式の取得	⑩	⑪	⑫	合計 （⑩+⑪+⑫）
適用対象額（注1）	⑩			
控除対象特定新規株式の適用対象額の合計に占める割合	⑩ × ⑬			100.00
2千円控除の内訳（注2）	⑭			2,000
取得費の調整対象額（⑨ - ⑭）				

※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の①の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の②の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の③の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の④の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑤の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑥の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑦の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑧の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑨の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑩の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑪の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑫の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑬の適用対象額を記入してください。
 ※「特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」の「2 控除対象特定（新規）株式の取得に要した金額の計算」欄の⑭の適用対象額を記入してください。

取得費調整額
取得費調整額
取得費調整額

取得費調整額
取得費調整額
取得費調整額

この明細書は、申請書と一緒に提出してください。

この明細書は、申請書と一緒に提出してください。

特定新規中小企業が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①から④に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（特定新規株式）といひます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる④に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といひます。）を払込み（その発行に際しては払込みに限りません。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といひます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、この特例の適用を受けた控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①から④の株式会社をいひ、特定新規株式とは①から④の区分に応じそれぞれ次の株式をいひます。

また、④の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式
② 総合特区区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式
③ 内国法人のうち、再興復興特別措置法第57条の2第1項に規定する指定会社で平成26年4月1日から平成29年3月31日までの間に同項の規定による指定を受けたもの・・・その指定会社により発行される株式
④ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といひます。）で平成28年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行される株式

（注）対象となる特定新規中小会社には経済産業大臣、認定地方公共団体の長又は沖縄県知事による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小企業が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といひます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。

具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の①から④で取得費の調整対象額を計算してください。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の①から④で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。

- ① 1の①から④の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書
（注）1の①については経済産業大臣が、②及び③については認定地方公共団体の長が、④については沖縄県知事がそれぞれの会社に発行します。
② 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書
③ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況説明書
④ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

特定新規中小企業が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けられる方へ

一定の個人が、次の1の①又は②に掲げる特定新規中小会社の区分に応じそれぞれに掲げる株式（特定新規株式）といひます。）又は東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第13条の3（復興指定会社が発行した株式を取得した場合の課税の特例）の規定により特定新規中小会社により発行される特定新規株式とみなされる③に掲げる復興指定会社により発行される株式（以下「復興株式」といひます。）を払込み（その発行に際しては払込みに限りません。以下同じです。）により取得をした場合において、その年中にその払込みにより取得をした特定新規株式（その年12月31日において有するとされるものに限ります。以下「控除対象特定新規株式」といひます。）の取得に要した金額（1,000万円を限度とします。）については、寄附金控除を受けることができます。

なお、控除対象特定新規株式及びその株式と同一銘柄の株式で、その適用を受けた年中に払込みにより取得をしたものについては、租税特別措置法第37条の13（特定投資株式の取得に要した金額の控除等の特例）は適用されません。

1 特定新規中小会社と特定新規株式

特定新規中小会社とは、次の①及び②をいひ、特定新規株式とは①及び②の区分に応じそれぞれ次のものをいひます。

また、③の復興指定会社及び復興株式についてはそれぞれ特定新規中小会社及び特定新規株式とみなします。以下同じです。

- ① 中小企業の新たな事業活動の促進に関する法律第7条に規定する特定新規中小企業者に該当する株式会社（その設立の日以後の期間が1年未満のもの等、一定の株式会社に限ります。）・・・その株式会社により発行される株式
② 総合特区区域法第55条第1項に規定する指定会社で平成28年3月31日までに同項の規定による指定を受けたもの・・・その株式会社により発行される株式で、その指定の日から3年を経過する日までに発行される株式
③ 東日本大震災復興特別区域法第42条第1項に規定する指定会社（復興特別区域において地域の課題の解決のため一定の事業を行う等の一定の株式会社に限ります。以下「復興指定会社」といひます。）で平成28年3月31日までに指定を受けたもの・・・その復興指定会社により発行される株式で、その指定の日から5年を経過する日までに発行される株式
（注）対象となる特定新規中小会社にはそれぞれ経済産業大臣又は認定地方公共団体の長による確認書が発行されています。

2 寄附金控除額の計算

控除額の計算に当たっては、まず、「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）により、適用対象額を計算します。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、銘柄ごとに「特定（新規）中小企業が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書」を作成し、各適用対象額を裏面の「特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除額の計算明細書」（以下「計算明細書」といひます。）の「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄に記入してください。具体的な控除額の計算は、計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄により行ってください。

3 取得価額等の調整対象額の計算

控除対象特定新規株式の取得に要した金額のうち、寄附金控除を受けた金額は、その株式と同一銘柄の株式の取得価額から控除されます。計算明細書の「1 寄附金控除額の計算」欄の①から④で取得費の調整対象額を計算してください。なお、控除対象特定新規株式の銘柄が複数ある方は、「2 控除対象特定新規株式の取得費の調整対象額等の明細」欄の①から④で銘柄ごとに取得費の調整対象額を計算してください。詳しくは、「株式等の譲渡所得等の申告のしかた（記載例）」（国税庁ホームページからダウンロードできます。なお、税務署にも用意しています。）を参照してください。

4 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受けるための手続と必要な書類

特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除を受ける方は、①計算明細書と②特定（新規）中小会社が発行した株式の取得に要した金額の控除の明細書及び次に掲げる書類を確定申告書に添付して税務署に提出することになっています。③ 1の①から④の株式会社が特定新規中小会社に該当するものであること等の一定の事実の確認書（注）1の①については経済産業大臣が、②及び③については認定地方公共団体の長がそれぞれの会社に発行します。④ 特定新規中小会社が発行した個人投資家が一定の同族株主等に該当しない旨の確認書 ⑤ 特定新規中小会社から交付を受けた株式異動状況説明書 ⑥ 投資契約書の写し

※ 特定新規中小会社が発行した株式の取得に要した金額の寄附金控除に関する詳しいことは、税務署におたずねください。

個⑥029-1 債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

(新設)

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

当てはまるものを
○で囲んでく
ださい。

- 不動産所得用
- 事業所得用
- 山林所得用
- 雑所得用

(平成 年分)

氏名

債務の種類		①	
債権者	氏名又は名称	②	
	住所又は所在地	③	
債務の免除を受けた理由		④	<input type="checkbox"/> 破産法の免責許可の決定があったため <input type="checkbox"/> 民事再生法の再生計画認可の決定があったため <input type="checkbox"/> その他
債務の免除を受けた日		⑤	年 月 日
債務の免除により受ける経済的な利益の金額		⑥	円
債務の免除を受けた年における損失の金額	不動産所得	⑦	
	事業所得	⑧	
	山林所得	⑨	
	雑所得	⑩	
総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上生じた損失の金額	純損失の金額	⑪	
総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額の計算上控除する純損失の金額の計算	総所得金額、退職所得金額又は山林所得金額	⑫	(赤字のときは0)
	⑪と⑫のいずれか少ない金額	⑬	
計	(⑦ + ⑧ + ⑨ + ⑩ + ⑬)	⑭	
総収入金額に算入する金額	(⑥と⑭のいずれか少ない金額)	⑮	
総収入金額に算入されない金額	(⑥ - ⑮)	⑯	

債務の免除を受けた所得にのみ書いてください。なお、損失の金額は、⑥の金額がないものとして計算した金額を書いてください。

前年分までの所得から引ききれなかった純損失の金額(前年の申告書第四表(二)を参照してください)を書いてください。

⑥の金額を総収入金額に算入して計算した場合における金額を書いてください。

不動産所得、事業所得、山林所得又は雑所得の金額の計算上、総収入金額に算入します。

改正後

改正前

債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入に関する明細書

この明細書は、所得税法（以下「所法」といいます。）第44条の2に規定する債務免除を受けた場合の経済的利益の総収入金額不算入の特例の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、債務の免除を受けた日の属する年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、借入金、未払金又は買掛金など書いてください。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、債権者の氏名又は名称及び住所又は所在地を書いてください。
- (3) 「④」欄は、該当する「□」欄をチェックしてください。
なお、「その他」に該当する場合には、資力を喪失して債務を弁済することが著しく困難である旨をかつこ内に具体的に書いてください。
- (4) 「⑥」欄は、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (5) 「⑦」欄は、不動産所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の不動産所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を書いてください。
なお、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (6) 「⑧」欄は、事業所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の事業所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を書いてください。
なお、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (7) 「⑨」欄は、山林所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の山林所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を書いてください。
なお、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (8) 「⑩」欄は、雑所得を生ずべき業務に係る債務の免除を受けた場合に、当該債務の免除を受けた年分の雑所得の金額の計算上生じた損失の金額（当該債務の免除により受ける経済的な利益の金額がないものとして計算した金額）を書いてください。
なお、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (9) 「⑪」欄は、金額の頭部に△を付けずに書いてください。
- (10) 「⑫」欄は、債務の免除により受ける経済的な利益の金額を総収入金額に算入した場合の総所得金額、退職所得金額及び山林所得金額の合計額を書いてください。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

所法第44条の2

改正後

改正前

個⑥031 退職給与引当金に関する明細書【裏面】

個⑥031 退職給与引当金に関する明細書【裏面】

退職給与引当金に関する明細書

退職給与引当金に関する明細書

この明細書は、青色申告者が所得税法（以下「所法」といいます。）第54条の規定による退職給与引当金の繰入れを行う場合に使用します。

この明細書は、青色申告者が所得税法第54条の規定による退職給与引当金の繰入れを行う場合に使用します。この明細書は、退職給与引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、退職給与引当金の繰入れを行う年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族を除きます。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程の定めにより計算される退職給与の合計額を記載します。
- (2) 「②」欄及び「⑤」欄には、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等（以下「年金契約等」といいます。）を締結している場合又は確定給付企業年金を実施している場合で、退職給与規程において退職給与のうちに年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金に係る規約に基づく給付金を含む旨を規定しているときに、その契約又は規約に基づく給付金の合計額を記載します。
- (3) 「④」欄には、(1)に該当する使用人のうち前年12月末日から引き続き在職している者の全員が、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、その日現在の退職給与規程により計算した退職給与の額の合計額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、原則として労働協約による退職給与規程以外の規定を定めている場合に、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族及び日々雇い入れる者、臨時に期間を定めて雇い入れる者その他退職給与の支給の対象とならない者を除きます。）に本年中に支払った給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与の合計額を記載します。
- (5) 「退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳」の各欄は、適格退職年金契約を締結している場合、厚生年金基金（公的年金制度の健全性及び信頼性の確保のための厚生年金保険法等の一部を改正する法律附則第3条第12号に規定する厚生年金基金をいいます。）を設立している場合又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している場合で、退職給与規程の改正等に伴い、それまで退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部を年金契約等の給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給することとなった、又は各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれていることとなった年（移行年）に調整前累積限度超過額（「⑩」欄の金額をいいます。）が生じたときに、その移行年から「⑧」欄の金額が「①」欄の金額以下となる最初の年の前年までの各年において記載し、この表で計算した累積限度額（「⑬」欄の金額）を「⑬」欄に転記します（所得税法施行令第156条第3号参照）。

- (1) 「①」欄には、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族を除きます。）の全員が同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、退職給与規程の定めにより計算される退職給与の合計額を記載します。
- (2) 「②」欄及び「⑤」欄には、退職金共済契約等若しくは適格退職年金契約等（以下「年金契約等」といいます。）を締結している場合又は確定給付企業年金を実施している場合で、退職給与規程において退職給与のうちに年金契約等に基づく給付金又は確定給付企業年金に係る規約に基づく給付金を含む旨を規定しているときに、その契約又は規約に基づく給付金の合計額を記載します。
- (3) 「④」欄には、(1)に該当する使用人のうち前年12月末日から引き続き在職している者の全員が、同日において自己の都合により退職するものと仮定した場合に、その日現在の退職給与規程により計算した退職給与の額の合計額を記載します。
- (4) 「⑧」欄には、原則として労働協約による退職給与規程以外の規定を定めている場合に、本年末に在職する使用人（生計を一にする配偶者その他の親族及び日々雇い入れる者、臨時に期間を定めて雇い入れる者その他退職給与の支給の対象とならない者を除きます。）に本年中に支払った給料、賃金、賞与及びこれらの性質を有する給与の合計額を記載します。
- (5) 「退職年金制度へ移行した場合の累積限度額の計算内訳」の各欄は、適格退職年金契約を締結している場合、厚生年金基金を設立している場合又は確定給付企業年金若しくは確定拠出企業型年金を実施している場合で、退職給与規程の改正等に伴い、それまで退職給与として支給されることとなっていた金額の全部又は一部を年金契約等の給付金、厚生年金基金からの給付金又は確定給付企業年金規約に基づく給付金として支給することとなった、又は各企業型年金加入者の個人別管理資産に充てるために払い込まれていることとなった年（移行年）に調整前累積限度超過額（「⑩」欄の金額をいいます。）が生じたときに、その移行年から「⑧」欄の金額が「①」欄の金額以下となる最初の年の前年までの各年において記載し、この表で計算した累積限度額（「⑬」欄の金額）を「⑬」欄に転記します（所得税法施行令第156条第3号参照）。

2 提出先

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

所法第54条、平成10年中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第11条

所法第54条、平成10年中小企業退職金共済法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令附則第11条

改正後

個⑥035-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第10条の2第1項及び第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「④」欄には、「③ \geq 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には「③ \times 0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「① \times ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① \times ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」といいます。))8、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(旧措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別控除(旧措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)、外国税額控除(平成25年改正前の所得税法95)及び旧震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

- 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- (6) 「⑧」欄は、平成22年、平成23年及び平成24年の各年分については「20又は」を消し、平成25年分については「又は30」を消します。
- (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12-（⑤欄の割合）」を小数で記載します。
- (9) 「⑰」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑱」欄のBの金額を記載します。
- (10) 「⑲」欄は、平成23年から平成25年の各年分において旧措法第10条の2第4項第1号に規定する平成22年分繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成23年分繰越税額控除限度超過額を有する場合には「⑧又は」を消し、その他の場合には「又は⑧ \times 30/100」を消します。
- (11) 「㉑」欄には、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「⑲」のA ≤ 「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「⑳」のBの場合には「0」を記載します。
- (12) 「㉓」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉑」のB及び「㉒」のBの金額の合計額を記載します。
- (13) 「㉕」欄には、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。

- (注) その特別試験研究費が平成25年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
 - 3 根拠条文
旧措法第10条、第10条の2、平成25年所法等改正法附則第34条

改正前

個⑥035-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第1項又は第2項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。
なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「④」欄には、「③ \geq 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には「③ \times 0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「① \times ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① \times ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租税特別措置法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。

- 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
 - (6) 「⑧」欄は、平成22年、平成23年及び平成24年の各年分については「20又は」を消し、平成25年分については「又は30」を消します。
 - (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
 - (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12-（⑤欄の割合）」を小数で記載します。
 - (9) 「⑰」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑱」欄のBの金額を記載します。
 - (10) 「⑲」欄は、平成23年から平成25年の各年分において旧措法第10条の2第4項第1号に規定する平成22年分繰越税額控除限度超過額又は同項第2号に規定する平成23年分繰越税額控除限度超過額を有する場合には「⑧又は」を消し、その他の場合には「又は⑧ \times 30/100」を消します。
 - (11) 「㉑」欄は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「⑲」のA ≤ 「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「⑳」のBの場合には「0」を記載します。
 - (12) 「㉓」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「㉑」のB及び「㉒」のBの金額の合計額を記載します。
 - (13) 「㉕」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。
- (注) その特別試験研究費が租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号、第2号、第3号、第5号、第6号、第7号及び第8号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。

- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 根拠条文
措法第10条、旧措法第10条の2

改正後

改正前

個⑥035-2 繰越税額除限度超過額等に関する明細書【裏面】

個⑥035-2 繰越税額控除限度超過額等に関する明細書【裏面】

繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

繰越税額控除限度超過額等に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成 25 年分以前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項及び第 3 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第 10 条の 2 第 1 項及び第 2 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項、第 2 項又は第 3 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（平成 25 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 2 第 1 項又は第 2 項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

1 記載要領

(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成 22 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成 23 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄に記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。

(1) 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成 22 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成 23 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄に記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 平成 22 年分 「平成 22 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

イ 平成 22 年分 「平成 22 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ロ 平成 23 年分 「平成 23 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ロ 平成 23 年分 「平成 23 年分繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ハ 平成 24 年分又は平成 25 年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ハ 平成 24 年分又は平成 25 年分 「繰越税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。

(2) 「翌年繰越税額控除限度超過額等の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。

(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。

(3) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額④」、「⑦」、「⑩」の「平成 年分（前年分）」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の金額（外書を含みます。）をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑥」又は「⑭」の金額を記載します。

(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。

(4) 「本年控除可能額⑤」、「⑧」、「⑪」の「本年分」の各欄には「試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書」の「⑨」又は「⑯」の金額を記載します。

(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、旧措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（平成 25 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。

(5) 「翌年繰越額⑥」、「⑨」、「⑫」の各欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

3 根拠条文

旧措法第 10 条、第 10 条の 2、平成 25 年所法等改正法附則第 34 条

措法第 10 条、旧措法第 10 条の 2

改正後

個③35-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成25年分以前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第4項及び第5項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（旧措法第10条の2第1項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、旧措法第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(旧措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(旧措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(旧措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(平成25年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「旧震災特例法」といいます。))8)、住宅耐震改修特別控除(旧措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(旧措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別控除(旧措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)、外国税額控除(平成25年改正前の所得税法95)及び旧震災特例法第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「④」欄は、平成22年、平成23年及び平成24年の各年分については「20又は」を消し、平成25年分については「又は30」を消します。

(4) 「⑥」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。

(5) 「⑧」欄は、平成23年から平成25年の各年分において旧措法第10条の2第4項第3号に規定する平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は同項第4号に規定する平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合には「④又は」を消し、その他の場合には「又は③×30/100」を消します。

(6) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。

(7) 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 平成22年分 「平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ロ 平成23年分 「平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ハ 平成24年分又は平成25年分 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

(8) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額②」、「③」、「④」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額②」、「③」、「④」の金額(外書を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「②」又は「③」の金額を記載します。

(9) 「翌年繰越額②」、「③」、「④」の各欄の外書には、旧措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(旧震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条、第10条の2、平成25年税法等改正法附則第34条

改正前

個③35-3 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成22年分以降用）【裏面】

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項又は第5項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の2第1項又は第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、措法第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、特定震災指定寄附金特別控除(震災特例法8)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(旧措法41の19の5)及び外国税額控除(旧措法95)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「④」欄は、平成22年、平成23年及び平成24年の各年分については「20又は」を消し、平成25年分については「又は30」を消します。

(4) 「⑥」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。

(5) 「⑧」欄は、平成23年から平成25年の各年分において旧措法第10条の2第4項第3号に規定する平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額又は同項第4号に規定する平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額を有する場合には「④又は」を消し、その他の場合には「又は③×30/100」を消します。

(6) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。

(7) 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄、「平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄及び「平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄の記載に当たっては、次に掲げる年分の区分に応じそれぞれ次により記載します。

イ 平成22年分 「平成22年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ロ 平成23年分 「平成23年分繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

ハ 平成24年分又は平成25年分 「繰越中小企業者税額控除限度超過額の計算」の「本年分」の各欄にのみ記載します。

(8) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額②」、「③」、「④」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額②」、「③」、「④」の金額(外書を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「②」又は「③」の金額を記載します。

(9) 「翌年繰越額②」、「③」、「④」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条、旧措法第10条の2

改正後	改正前
<p data-bbox="152 153 1102 220">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="331 245 900 268" style="text-align: center;">試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="219 316 1012 370">この明細書は、青色申告者が平成 26 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p data-bbox="241 386 810 408">この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="241 424 967 446">なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="219 456 318 478">1 記載要領</p> <p data-bbox="241 488 1012 782"> (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。 (4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。 (5) 「⑰」欄は、旧措法第 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には「又は⑩の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。 (6) 「⑱」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。 </p> <p data-bbox="219 823 295 845">2 提出先</p> <p data-bbox="241 861 452 884">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="219 893 318 916">3 根拠条文</p> <p data-bbox="241 932 645 954">旧措法第 10 条、平成 26 年所法等改正法附則第 50 条</p>	<p data-bbox="1128 153 2078 220">個⑥035-4 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】</p> <p data-bbox="1330 245 1899 268" style="text-align: center;">試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書</p> <p data-bbox="1173 316 2056 370">この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 6 項に規定する試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p data-bbox="1196 386 1787 408">この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p data-bbox="1196 424 1921 446">なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p data-bbox="1173 456 1272 478">1 記載要領</p> <p data-bbox="1196 488 2078 782"> (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。 (2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。 (3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。 (4) 「⑨」欄には、明細書の「⑤」欄の金額を記載します。 (5) 「⑰」欄は、措法第 10 条第 6 項第 1 号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑩の金額」を消し、同項第 2 号の規定の適用を受ける場合には「⑧の金額又は」を消して記載します。 (6) 「⑱」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。 </p> <p data-bbox="1173 823 1272 845">2 提出先</p> <p data-bbox="1196 861 1406 884">納税地を所轄する税務署長</p> <p data-bbox="1173 893 1272 916">3 根拠条文</p> <p data-bbox="1196 932 1317 954">措法第 10 条</p>

個⑥035-5 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書 (平成 26 年分以降用)

(新設)

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名 _____

試験研究費の総額に係る	試験研究費の額	①	円	差引本年税額基準額残額 (⑧-⑨-⑬)	⑱	円	
	平均売上金額	②		繰越税額控除限度超過額 (⑩の「平成 年分」(総額+特別))	⑳		
	試験研究費割合 (①÷②)	③		同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑱と㉑のうち少ない金額) (⑳のA) ≤ (㉑のB) の場合は0)	㉑		
	試験研究費の総額に係る税額控除割合	③ ≥ 10 % の場合	④	0.1	越分	所得税額超過構成額	㉒
		③ < 10 % の場合 ($③ \times 0.2 + \frac{8}{100}$) (小数点以下3位未満切捨て)	⑤			本年繰越税額控除額 (㉑-㉒)	㉓
	税額控除限度額 (①×④) 又は (①×⑤)	⑥			所得税額の特別控除額 (⑪+⑬+㉓)	⑲	
	事業所得に係る所得税額	⑦			特別試験研究費の額の明細 特別試験研究の内容 特別試験研究費の額		
	本年税額基準額 ($⑦ \times \frac{20 \text{ 又は } 30}{100}$)	⑧			㉕	㉖	円
	本年税額控除可能額 (⑥と⑧のうち少ない金額)	⑨			計		
	所得税額超過構成額	⑩			繰越税額控除の計算に関する明細		
本年税額控除額 (⑨-⑩)	⑪			前年繰越額に係る試験研究費の額の計算			
特別試験研究費に係る	特別試験研究費の額 (㉖ の 計)	⑫		試験研究費の額	㉗	円	
				事業を営んでいた月数	㉘	12	
				改定試験研究費の額 (㉗×㉘)	㉙	円	
試験研究費に係る	特別試験研究費に係る税額控除割合 ($\frac{12}{100} - (④ \text{ 又は } ⑤)$)	⑬		翌年繰越額又は本年税額控除限度額	本年控除可能額	翌年繰越額 (㉑-㉓)	
	特別研究税額控除限度額 (⑫×⑬)	⑭		⑳	㉑	円	
	本年税額基準額残額 (⑧-⑨)	⑮		平成 年分 (前年分)	特別	円	
	本年税額控除可能額 (⑭と⑮のうち少ない金額)	⑯		本年分	特別	円	
	所得税額超過構成額	⑰		合計	特別	円	
本年税額控除額 (⑯-⑰)	⑱			合計	特別		

(平成 26 年分以降用)

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第1項、第2項及び第3項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合を含みます。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「④」欄には、「③ \geq 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には「③ \times 0.2+8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「① \times ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① \times ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、租法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑧」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。
- (7) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑦」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑬」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12-⑤欄の割合」を小数で記載します。
- (9) 「⑰」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑧」欄のBの金額を記載します。
- (10) 「⑱」欄は、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑤」のB及び「⑥」のBの金額の合計額を記載します。
- (11) 「㉔」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。
(注) その特別試験研究費が租税特別措置法施行令第5条の3第12項第1号から第3号まで及び第5号から第8号までに掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。
- (12) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究費に係るものを記載します。
- (13) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑳」の「平成 年分(前年分)」の各欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額㉑」(前年が平成25年分の場合は、「繰越税額控除限度超過額等に関する明細書」の「翌年繰越額⑪」)の金額(外書の金額を含みます。)をそれぞれ記載し、「本年分」の各欄には「⑥」又は「⑱」の金額を記載します。
- (14) 「翌年繰越額㉑」の各欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条、第10条の2

個⑥035-6 中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）

(新設)

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

（平成 年分）		氏名	
中小企業者の試験研究費に係る税額控除	試験研究費の額	①	前年繰越額又は本年税額控除限度額超過額の計算 前年繰越額又は本年税額控除限度額超過額の計算
	中小企業者税額控除限度額 (①× $\frac{12}{100}$)	②	
	事業所得に係る所得税額	③	
	本年税額基準額 (③× $\frac{20又は30}{100}$)	④	
	本年税額控除可能額 (②と④のうち少ない金額)	⑤	
	所得税額超過構成額	⑥	
	本年税額控除額 (⑤-⑥)	⑦	
	前年引本年税額基準額 (④-⑦)	⑧	
	繰越中小企業者税額控除限度超過額 (②の「平成 年分」)	⑨	
	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑧と⑨のうち少ない金額) (⑨のA)≧⑧の場合のみ	⑩	
	所得税額超過構成額	⑪	
	本年繰越税額控除額 (⑩-⑪)	⑫	
所得税額の特別控除額 (⑦+⑫)	⑬		
繰越税額控除の計算に関する明細 本年分 前年分 A Ⅱ 試験研究費の額 Ⅲ 事業を営んでいた月数 Ⅳ 改定試験研究費の額 (Ⅲ×Ⅳ) Ⅴ 前年繰越額又は本年税額控除限度額 Ⅵ Ⅶ Ⅷ 平成 年分 (前年分) Ⅸ(の金額) Ⅹ(の金額) Ⅺ Ⅻ 本年分 Ⅼ(の金額) Ⅽ(の金額) Ⅾ Ⅿ 合計 ⅰ ⅱ ⅲ			

(平成26年分以降用)

中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条第4項及び第5項に規定する中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合（措法第10条の2第1項に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除の特例の規定により読み替えて適用する場合があります。）に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この特別控除は、措法第10条第1項から第3項までに規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「③」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所得税法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「④」欄は、平成26年及び平成27年の各年分については「20又は」を消し、平成28年分以降については「又は30」を消します。

(4) 「⑥」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄のBの金額を記載します。

(5) 「⑩」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑨」欄のBの金額を記載します。

(6) 「前年繰越額又は本年税額控除限度額⑭」の「平成 年分(前年分)」欄には、前年のこの明細書の「翌年繰越額⑰」(前年が平成25年分の場合は、「中小企業者が試験研究を行った場合の所得税額の特別控除に関する明細書(平成22年分以降用)」の「翌年繰越額⑱」)の金額(外書の金額を含みます。)を記載し、「本年分」の各欄には「②」又は「⑤」の金額を記載します。

(7) 「翌年繰越額⑰」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合があります。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。

この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて計算します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条、第10条の2

改正後

改正前

(削除)

個⑥036 試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
本年分の試験研究費の額	①	円	
①のうち特別試験研究費の額 (②)	②	判定基準となる試験研究費の額の明細	
増加試験研究費の額 (① - ②) (① ≤ 0 の場合は 0)	③	年 分	試験研究費の額
		④	⑤
		前 半 年	⑥
		後 半 年	⑦
		増加分	⑧
増加試験研究費の額の支出基準額 (④ × $\frac{15}{100}$)	④	円	
事業所得に係る税額	⑤	⑨のうち上位3順位の合計額	⑩
	⑥ × $\frac{12}{100}$	基準試験研究費の額 (第2年度以内の5年分の⑨の総額のうち) 最も多額	⑪
特別控除額の計算	⑦ × $\frac{12}{100}$ + ② × $\frac{15}{100}$	特別試験研究費の額の明細	
	⑧ × $\frac{11}{100}$	特別試験研究費の内容	特別試験研究費の額
	⑨と⑩のいずれか少ない方の金額		円
	⑪と⑫のいずれか少ない方の金額		
所得税額の特別控除額 (⑨と⑩のいずれか少ない方の金額又は ⑪と⑫のいずれか少ない方の金額)	⑫	計	⑬

(平成15年分以降適用)

試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、試験研究費の額が増加した場合等の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要項

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額（試験研究費に充てるための他の者から支払を受けた金額を控除した額。以下同じ。）を記載します。
- (2) 「③」欄には、前2年以内の各年のうちに事業を開始した場合には「3又は」を消し、「前5年以内の各年分②」欄の数が3以上の場合には「又は年分数」を消して記載します。
- (3) 「⑥」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注)1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法96）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (4) 「⑦」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費の内容及び特別試験研究費の額を記載します。

(注)3 特別試験研究費の額が平成18年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第14項第1号、第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときは、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の6第1項、第5項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条

改正後

改正前

個⑥036 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

個⑥036-1 試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(同左)

試験研究費の増加額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
	円		円
試験研究費の額	①	平均売上金額	②
事業所得に係る所得税額	②	平均売上金額の10%相当額 (②× $\frac{10}{100}$)	③
比較試験研究費の額	③	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額 (①-③)	④
試験研究費の増加額 (①-③) (①≤③の場合は0)	⑤	試験研究費割合 ($\frac{④}{②}$)	⑥
試験研究費の増加額に係る税額控除限度額 (⑤× $\frac{1}{100}$)	⑥	超過税額控除割合 ($(⑥-\frac{10}{100}) \times 0.2$)	⑦
本年税額基準額 (②× $\frac{10}{100}$)	⑦	平均売上金額の10%相当額を超える試験研究費の額に係る税額控除限度額 (⑥×⑦)	⑧
本年特別控除額 (⑥と⑦のうち少ない金額)	⑧	本年税額基準額 (②× $\frac{10}{100}$)	⑨
		本年特別控除額 (⑥と⑦のうち少ない金額)	⑩
		所得税額の特別控除額 (⑧の金額又は⑩の金額)	⑪

改正後

改正前

試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成21年6月改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第6項に規定する試験研究費の増加等に係る所得税額の特別控除を受けるときに使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「③」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」（以下「明細書」といいます。）の「⑩」欄の金額を記載します。

(3) 「④」欄には、明細書の「⑪」欄の金額を記載します。

(4) 「⑤」欄には、明細書の「⑫」欄の金額を記載します。

(5) 「⑥」欄は、旧措法第10条第6項第1号の規定の適用を受ける場合には、「又は⑥の金額」を消し、同項第2号の規定の適用を受ける場合には「⑥の金額又は」を消して記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条

(同左)

改正後	改正前
<p>個⑥036-1 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項及び第 6 項第 2 号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前 3 年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が措法第 10 条第 6 項第 1 号（平成 26 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条第 6 項第 1 号を含みます。）に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受ける場合に使用します。</p> <p>この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この特別控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前 3 年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第 10 条、旧措法第 10 条</p>	<p>個⑥036-2 試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>1 記載要領</p> <p>I 平均売上金額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条第 1 項又は第 6 項第 2 号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「①」欄には、適用を受ける年分開始の日前 3 年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「②」欄の各欄及び「④」欄には、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額を記載します。</p> <p>(3) 「③」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。</p> <p>(4) 「⑤」欄の算式中の「売上調整年分数」には「1」に記載した年分の数を当てはめて計算します。</p> <p>II 比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が措法第 10 条第 6 項第 1 号に規定する試験研究を行った場合の所得税額の特別控除を受けるときに使用します。</p> <p>この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。</p> <p>(1) 「⑥」欄には、適用を受ける年分開始の日前 3 年以内に開始した各年分を記載します。</p> <p>(2) 「⑧」欄の分母には、事業を営んでいた期間の月数を記載します。</p> <p>(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1 月に満たない端数は 1 月とします。</p> <p>2 提出先</p> <p>納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文</p> <p>措法第 10 条</p>

改正後

改正前

(削除)

個⑥037 試験研究費の総額・特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

試験研究費の総額・特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(平成 年分) 氏名

本年分の試験研究費の額	円	特別共同試験研究費に係る	税額基礎額 (①+④)	円	(平成15年分以降用)
本年を含む4年以内の各年分	売上金額	特別共同試験研究費に係る	所得税額基礎控除済金額 (②+④)	円	
平成 年分			税額基礎額から所得税額基礎控除済金額を控除した後の金額 (①-②)	円	
平成 年分			特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (①と②のいずれか少ない方の金額)	円	
平成 年分			①のうち特別共同試験研究費の額	円	
各年分の売上金額の合計 (①の合計額)	円		①のうち特別共同試験研究費の額 ※必要経費に算入した金額(当該金額がない場合は加算額まで記載不要)	円	
平均売上金額 (①÷年分数)	円		通常の調査研究費制度に係る普通徴収限度額	円	
試験研究費割合 $(\frac{①}{①+②})$			特別徴収実施額 (②-③)	円	
試験に係る特別控除額の計算			本年分の試験研究費の額から特別徴収実施額を控除した後の金額 (①-③)	円	
①が100分の10以上の場合	$\frac{10}{100}$		前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)	円	
①が100分の10未満の場合 $(\frac{①}{①+②} \times 100)$ (小数点以下3位未満四捨五入)			次の⑤から⑧は、②の金額が⑤の金額を超える場合 (②>⑤) にのみ記載する。		
税額控除限度額 (①×⑥又は⑤)	円		前年の税額控除限度額 (前年の⑥)	円	
事業所得に係る税額	円		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑧)	円	
税額基準額 (⑤× $\frac{25}{100}$)	円		前年の共同研究税額控除限度額 (前年の⑦)	円	
試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (①と②のいずれか少ない方の金額)	円		前年の特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑨)	円	
①のうち特別共同試験研究費の額	円		繰越税額控除限度超過額 (②-⑤) + (③-⑤)	円	
税額控除割合 $(\frac{10}{100} - (⑦又は⑧))$			引出本年税額基準額控除 (⑦-⑧-⑨)	円	
共同研究税額控除限度額 (⑤×⑩)	円		繰越税額控除額 (②と⑤のいずれか少ない方の金額)	円	
			所得税額の特別控除額 (②+⑤+⑩)	円	

**試験研究費の総額
特別共同試験研究費** に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧税法」といいます。）第10条第2項、第3項及び第4項に規定する試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、旧税法第10条第1項に規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除を適用する年分及び事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要項

- 1 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- 2 「②」欄には、この控除を受けようとする年を含む4年以内の各年分のうち、事業を開始した日の属する年以後の年を記載します。
- 3 「③」欄には、「②」欄に記載した各年分の売上金額を記載します。この場合、当該各年のうち事業を開始した日の属する年については、開業年の売上金額に12を乗じ、当該年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。
 (注)1 「売上金額」とは、棚卸資産の販売その他事業として継続して行われる資産の譲渡及び貸付け並びに役務の提供に係る収入金額のことをいいます。
 2 「月数」は、期に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます（以下同じ。）。
- 4 「④」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\frac{\text{総所得金額に係る所得税額} \times \text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

- (注)1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧税法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（税法41）、政党等寄附金特別控除（税法41の18）、住宅耐震改修特別控除（税法41の19の2）及び外国税額控除（税法96）の規定を適用しないで計算した額です。
- 2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、税損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- 5 「⑤」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。
- 6 「⑥」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。
- 7 「⑦」欄には、前年分において試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除（旧税法第10条第2項該当）として実際に控除することができた額を記載します。
- 8 「⑧」欄には、前年分において特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除（旧税法第10条第3項該当）として実際に控除することができた額を記載します。
 (注)1 「⑧」欄の控除額が「⑤」欄、「⑥」欄及び「⑦」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑤」欄、「⑥」欄、「⑦」欄の順に控除します。
 2 特別共同試験研究費の額が平成18年改正前の租税特別措置法施行令第5条の3第19項第1号、第3号、第4号、第5号に掲げる試験研究に係るものである場合には、平成18年改正前の租税特別措置法施行規則第5条の6第7項、第9項、第10項、第11項に定めるところによる証明書の添付が必要となります。
- 2 提出先
納税地を所轄する税務署長
- 3 参照条文
旧税法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正税法附則第79条

改正後

改正前

個⑥037 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

個⑥037-1 試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書
(同左)

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)		氏名	
試験研究費の	試験研究費の額 ①	円	特別試験研究費の額の明細
	平均売上金額 ②		特別試験研究等の内容
	試験研究費割合 ③ (①÷②)		特別試験研究費の額
	③ ≥ 10% の場合 ④	0.1	非
	③ < 10% の場合 (③×0.2+ $\frac{8}{100}$) (小数点以下3位未満切捨て) ⑤		非
	計		
	税額控除限度額 ⑥ (①×④)又は(①×⑤)	円	繰越税額控除の計算に関する明細
	事業所得に係る所得税額 ⑦		前年繰越税額等に係る試験研究費の額の計算
	税額基準額 ⑧ (⑦× $\frac{20}{100}$)		本年分 前年分
	本年の特別控除額 ⑨ (⑧と⑥のうち少ない金額)		A B
特別試験研究費の額 ⑩の計		円 円	
特別試験研究費に係る税額控除割合 ($\frac{⑩}{⑧}$ - (④又は⑤)) ⑪		12 12 事業を営んでいた月数	
特別研究税額控除限度額 ⑫ (⑩×⑪)	円	改定試験研究費の額 (⑩×⑫)	
本年税額基準額残額 ⑬ (⑧-⑫)		区 分	
本年分の特別控除額 ⑭ (⑨と⑬のうち少ない金額)		前年繰越額 又は本年 繰越限度額	
差引本年税額基準額残額 ⑮ (⑬-⑭)		本年控除額	
繰越税額控除限度超過額 ⑯ (⑮の計 (総額+特別))		前年繰越額 (⑮-⑭)	
本年控除額 ⑰ (⑭と⑯のうち少ない金額) (⑭のA) ≤ (⑯のB)の場合は0		平成 年分	
所得税額の特別控除額 ⑱ (⑭+⑯+⑰)		(前年分)	
		特別	
		総額	
		円	
		本年分	
		特別	
		総額	
		円	
		合計	
		特別	

試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成21年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第1項、第2項又は第3項に規定する試験研究費の総額等に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、これらの特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。
- (2) 「②」欄には、「試験研究を行った場合の所得税額の特別控除における平均売上金額、比較試験研究費の額及び基準試験研究費の額の計算に関する明細書」の「⑤」欄の金額を記載します。
- (3) 「④」欄には、「③ \geq 10%」の場合には「0.1」と記載し、「⑤」欄には、「③ $<$ 10%」の場合には、「③ \times 0.2 \div 8/100」で計算した金額を記載します。
- (4) 「⑥」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「① \times ④」の金額を記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「① \times ⑤」の金額を記載します。
- (5) 「⑦」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別控除(措法41の19の3)、認定長期優良住宅新築等特別控除(措法41の19の4)、電子証明書等特別控除(措法41の19の5)及び外国税額控除(所法95)の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。
- (6) 「⑧」欄には、「⑤」欄の記載がない場合には「0.02」と記載し、「⑤」欄の記載がある場合には「0.12 $-$ (⑤欄の割合)」を小数で記載します。
- (7) 「⑩」欄は、本年分の試験研究費のうち特別試験研究費の額がある場合に、その特別試験研究費に係る試験研究の内容を記載します。

(注) その特別試験研究費が平成21年改正前の租税特別措置法施行令第5の3第14項第1号又は第2号、第5号に掲げる試験研究に係るものであるときには、所定の証明書の添付が必要となります。
- (8) 「翌年繰越税額控除限度超過額の計算」の「総額」欄には試験研究費の総額に係るものを記載し、「特別」欄には特別試験研究に係るものを記載します。
- (9) 「⑭」欄の「計」欄までの各欄は、前年のこの明細書の「⑭」欄の金額を移記します。

(注) 「⑭」欄の控除額が「⑩」欄、「⑪」欄及び「⑫」欄の2以上の欄に係る控除額から構成されている場合には、「⑩」欄、「⑪」欄、「⑫」欄の順に控除します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条

(同左)

改正後

改正前

(削除)

個⑥038 中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

氏名

本年分の試験研究費の額	①	円	前年分の事業所得の計算上必要経費に算入した試験研究費の額 (前年分の①の額)	②	円
中小企業者税額控除限度額 $(① \times \frac{15}{100})$	②		次の③から⑤は、②の金額が⑥の金額を超える場合 (②>⑥) にのみ記載する。		
中小企業者税額控除限度額 $(① \times \frac{15}{100})$	②		前年の税額控除限度額 (前年の②)	③	円
事業所得に係る税額	③		前年の試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除額 (前年の⑤)	④	
税額基準額 $(③ \times \frac{20}{100})$	④		繰越中小企業者税額控除限度額 (①-②)	⑤	(赤字のときは0)
中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除額 (②と④のいずれか少ない方の金額)	⑤		差引本年税額基準額 (④-⑤)	⑥	
⑤のうち租税特別措置法第11条の3第1項の規定を適用して開発研究用設備に係る償却費として必要経費に算入した金額(当該金額がない場合には⑤から⑥まで記載不要)	⑥		繰越中小企業者税額控除額 (⑤と⑥のいずれか少ない方の金額)	⑦	
⑥欄の開発研究用設備に係る普通償却限度額	⑦		所得税額の特別控除額 (⑤+⑦)	⑧	
特別償却実施額 (⑥-⑦)	⑧				
本年分の試験研究費の額から特別償却実施額を控除した後の金額 (①-⑧)	⑧				

(平成15年分以降用)

(削除)

中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が平成18年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条第5項及び第6項に規定する中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

なお、この控除は、旧措法第10条第1項から第4項までに規定する試験研究費の額が増加した場合の所得税額の特別控除、試験研究費の総額に係る所得税額の特別控除及び特別共同試験研究費に係る所得税額の特別控除を適用する年分並びに事業を廃止した日の属する年分は受けられませんので、ご注意ください。

1 記載要領

(1) 「①」欄には、本年分の必要経費に算入される試験研究費の額を記載します。

(2) 「②」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第10条から第10条の7までの所得税額の特別控除、住宅借入金等特別控除（措法41）、政党等寄附金特別控除（措法41の18）、住宅耐震改修特別控除（措法41の19の2）及び外国税額控除（所法96）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

(3) 「⑦」欄には、開発研究用設備について所得税法第49条第1項の規定により計算した償却費の額を記載します。

(4) 「⑩」欄の記載に当たり、前年の中途において事業を開始した場合においては、当該前年の試験研究費の額に12を乗じ、当該前年において事業を営んでいた期間の月数で除して計算した金額を記載します。

(注) 「月数」は、暦に従って計算し、1月に満たない端数は切り捨てます。

(5) 「⑫」欄には、前年分において中小企業者の試験研究費に係る所得税額の特別控除（旧措法第10条第5項該当）として実際に控除することができた額を記載します。

(注) 「⑫」欄の控除額が、「⑤」欄及び「⑬」欄により構成されている場合には、「⑤」欄、「⑬」欄の順に控除します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第10条（この制度は平成18年分をもって廃止されました。）、平成18年改正措法附則第79条

改正後	改正前
<p>個⑥041 _____の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">_____の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）などに規定する各種の割増償却の適用を受ける場合に使用します。</p> <p>なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したものについては、これらの割増償却の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「_____の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が措法などに規定するいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、（％）内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑯」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>（注）「⑰」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第12条、第13条、第13条の2、第13条の3、第14条の2、第15条 等</p>	<p>個⑥041 _____の割増償却に関する明細書【裏面】</p> <p style="text-align: center;">_____の割増償却に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第13条第3項から第5項の規定、平成19年改正前の租税特別措置法（以下「19年旧措法」といいます。）第13条の3に規定する特定医療用建物の割増償却、措法第13条に規定する障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等（平成23年改正前の租税特別措置法（以下「23年旧措法」といいます。）第13条第3項に係る部分及び平成20年改正前の租税特別措置法（以下「20年旧措法」といいます。）第13条第3項に係る部分を含みます。）、措法第13条の2に規定する支店事業所取引金額が増加した場合の3年以内取得資産の割増償却、平成24年改正前の租税特別措置法（以下「24年旧措法」といいます。）第13条の3に規定する経営基盤強化計画を実施する指定中小企業者の機械等の割増償却、措法第13条の3に規定する次世代育成支援対策に係る基準適合認定を受けた場合の建物の割増償却、19年旧措法第13条の3に規定する商業経営改善計画を実施する個人の機械等の割増償却、措法第14条の2に規定する特定再開発建築物等の割増償却（平成25年改正前の租税特別措置法（以下「25年旧措法」といいます。）第14条の2第1項並びに第2項及び平成21年改正前の租税特別措置法（以下「21年旧措法」といいます。）第14条の2第2項第1号に係るものを含みます。）又は措法第15条に規定する倉庫用建物等の割増償却の適用を受けるときに使用します。</p> <p>なお、平成20年4月1日以後に締結する所有権移転外リース取引に係る契約により取得したのものについては、これらの制度の適用はありません。</p> <p>この明細書は、これらの割増償却の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 標題「_____の割増償却に関する明細書」の空白の箇所には、適用を受ける割増償却が租税特別措置法に規定する上記のいずれの割増償却であるかを、例えば、措法第13条《障害者を雇用する場合の機械等の割増償却等》の適用を受けるときは「障害者を雇用する場合の機械等」などのように記載します。</p> <p>(2) この明細書は、青色申告決算書の「減価償却費の計算」欄の記載方法に準じて記載します。</p> <p>(3) 「⑤」欄には、所得税法第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。</p> <p>(4) 「⑫」欄には、通常の使用時間を超えて使用した機械装置について、所得税法施行令第133条の規定による増加償却の特例の適用を受けることとしたときに、その増加償却費の額を記載します。</p> <p>なお、定率法又は取替法を採用している者が「普通償却費」欄の計算をする場合において、前年からの割増償却費の繰越額（前年償却不足額）があるときは、その繰越額は既に償却されたものとみなしてその年分の普通償却費の額を計算します。</p> <p>(5) 「⑭」欄には、「⑬」欄の金額に予定の割増償却率を乗じて計算した金額を記載します。</p> <p>なお、（％）内には、その割増償却率を記載します。</p> <p>(6) 「⑯」欄には、「⑭」欄の割増償却可能額の全額をその年分の必要経費に算入しなかったため、翌年に繰り越す割増償却可能額がある場合に、その繰り越した金額を記載します。</p> <p>（注）「⑰」欄の金額は、更に翌年に繰り越すことはできません。</p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 措法第12条、19年旧措法第12条の3、措法第13条、25年旧措法第13条、20年旧措法第13条、措法第13条の2、19年旧措法第13条の2、24年旧措法第13条の3、措法第13条の3、19年旧措法第13条の3、措法第14条の2、25年旧措法第14条の2、21年旧措法第14条の2、措法第15条、平成24年措法等改正法附則第9条、平成19年所法等改正法附則第70条</p>

改正後

改正前

個⑥041-1 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】

個⑥041-1 中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成 22 年分以降用）【裏面】

中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小企業者が平成 26 年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、平成 26 年改正前の所得税法（以下「旧所法」といいます。）第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、旧措法第 10 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、旧措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（旧措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（旧措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（平成 26 年改正前の東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律（以下「旧震災特例法」といいます。）8）、住宅耐震改修特別控除（旧措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 3）、認定（長期優良）住宅新築等特別税額控除（旧措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（平成 25 年改正前の措法 41 の 19 の 5）、外国税額控除（旧所法 95）及び旧震災特例法第 10 条の 2 から第 10 条の 4 までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「③」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「⑩」欄の外書には、旧措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合（旧震災特例法第 10 条の 4 などの規定により読み替えて適用される場合を含みます。）に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (9) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

旧措法第 10 条の 3

この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第 10 条の 3 第 3 項及び第 4 項に規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受けるときに使用します。

この明細書は、中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法第 42 条又は第 43 条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第 10 条の 3 第 1 項第 4 号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第 10 条から第 10 条の 6 までの所得税額の特別控除、（特定増改築等）住宅借入金等特別控除（措法 41、41 の 3 の 2）、政党等寄附金特別控除（措法 41 の 18）、認定 N P O 法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 2）、公益社団法人等寄附金特別控除（措法 41 の 18 の 3）、特定震災指定寄附金特別控除（震災特例法 8）、住宅耐震改修特別控除（措法 41 の 19 の 2）、住宅特定改修特別税額控除（措法 41 の 19 の 3）、認定長期優良住宅新築等特別税額控除（措法 41 の 19 の 4）、電子証明書等特別控除（平成 25 年改正前の租税特別措置法 41 の 19 の 5）及び外国税額控除（所法 95）の規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「③」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。
- (7) 「⑧」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑩」欄の B の金額を記載します。
- (8) 「⑩」欄の外書には、措法第 10 条の 6 の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額 B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (9) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第 10 条の 3

個⑥041-2 中小企業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書（平成26年分以降用）

(新設)

中小企業者が機械等を取付した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

(平成 年分) 氏名

資産区分	租税特別措置法第10条の3第1項各号の該当号及び特定生産性向上設備等の該当区分	①	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号	第 号
	種 類	②						
	機 械 装 置 等 の 名 称	③						
	取 得 年 月 日	④	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
	指 定 事 業 の 用 に 供 し た 年 月 日	⑤	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .	平 . .
取 得 価 額 又 は 製 作 価 額	⑥		円	円	円	円	円	円
改 定 取 得 価 額 (⑥又は⑥× $\frac{75}{100}$)	⑦							

(平成26年分以降用)

所 得 税 額 の 特 別 控 除 額 の 計 算									
本 年 分	特 定 生 産 性 向 上 設 備 等 以 外 の も の	取得価額の合計額 (⑦のうち特定生産性向上設備等 以外のものに係る額の合計額)	⑧	円	本 年 分	特定 生 産 性 向 上 設 備 等	本年税額控除可能額 (⑩と⑪のうち少ない金額)	⑬	円
		税額控除限度額 (⑧× $\frac{7}{100}$)	⑨			所得税額超過構成額	⑭		
		事業所得に係る所得税額	⑩			本年税額控除額 (⑬-⑭)	⑮		
		本年税額基準額 (⑩× $\frac{20}{100}$)	⑪			差引本年税額基準額残額 (⑪-⑬)	⑯		
		本年税額控除可能額 (⑨と⑪のうち少ない金額)	⑫			繰越税額控除限度超過額 (⑫の「平成 年分」)	⑰		
	特 定 生 産 性 向 上 設 備 等	所得税額超過構成額	⑬		前 年 分	繰 越	同上のうち本年繰越税額控除可能額 (⑰と⑱のうち少ない金額)	⑲	
		本年税額控除額 (⑫-⑬)	⑭				所得税額超過構成額	⑳	
		取得価額の合計額 (⑦のうち特定生産性向上設備等 に係る額の合計額)	⑮				本年繰越税額控除額 (⑲-⑳)	㉑	
		税額控除限度額 (⑮× $\frac{10}{100}$)	⑯				所得税額の特別控除額 (⑮+㉑+㉒)	㉓	
		本年税額基準額残額 (⑪-⑫)	⑰						

翌年繰越税額控除限度超過額の計算

年 分	前年繰越額又は 本年税額控除限度額	本年控除可能額等	翌年繰越額 (㉑-㉒)
	⑰	⑳	㉑
平成 前年分	(前年の㉑の本年分の金額) 円	円	
本年分	生産性以外 (⑮の金額)	(⑲の金額)	外 円
	生産性 (⑯の金額)	(⑳の金額)	外
本年分計			
合 計			

機 械 装 置 等 の 概 要

--

中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者である中小企業者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第10条の3第5項から第7項までに規定する中小企業者が機械等を取得した場合の所得税額の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

この明細書は、この特別控除を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

- (1) 「①」欄の空欄には、この規定の適用を受ける該当号を記載します。
なお、特定生産性向上設備等に該当するものである場合には、「特定生産性向上設備等」を○で囲みます。
- (2) 「②」欄及び「③」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一又は別表第二に定める種類又は設備の名称を記載します。
- (3) 「⑥」欄には、所得税法（以下「所法」といいます。）第42条又は第43条の規定の適用を受けた資産については、実際の取得（製作）価額から国庫補助金等の金額を控除した金額を記載します。
- (4) 「⑦」欄には、措法第10条の3第1項第4号に掲げる減価償却資産については、「⑥」欄の金額に $\frac{75}{100}$ を乗じて計算した金額を記載します。
- (5) 「⑩」欄には、次の算式により計算した額を記載します。

$$\text{総所得金額に係る所得税額} \times \frac{\text{事業所得の金額}}{\text{総所得金額}}$$

(注) 1 上記の算式中の「総所得金額に係る所得税額」は、配当控除後の額をいい、措法第10条から第10条の6までの所得税額の特別控除、(特定増改築等)住宅借入金等特別控除(措法41、41の3の2)、政党等寄附金特別控除(措法41の18)、認定NPO法人等寄附金特別控除(措法41の18の2)、公益社団法人等寄附金特別控除(措法41の18の3)、住宅耐震改修特別控除(措法41の19の2)、住宅特定改修特別税額控除(措法41の19の3)、認定住宅新築等特別税額控除(措法41の19の4)、外国税額控除(所法95)及び東日本大震災の被災者等に係る国税関係法律の臨時特例に関する法律(以下「震災特例法」といいます。)第10条の2から第10条の4までの所得税額の特別控除などの規定を適用しないで計算した額です。

2 上記の算式中の分母の「総所得金額」は、純損失や雑損失の繰越控除前の黒字の所得金額の合計額です。

- (6) 「⑬」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑬」欄のBの金額を記載します。
- (7) 「⑭」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑭」欄のBの金額を記載します。
- (8) 「⑮」欄には、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「⑮」欄のBの金額を記載します。
- (9) 「⑲」欄の外書には、措法第10条の6の所得税の額から控除される特別控除額の特例の規定の適用を受ける場合(震災特例法第10条の4などの規定により読み替えて適用する場合を含みます。)に、「所得税の額から控除される特別控除額に関する明細書」の「所得税額超過構成額B」の各欄の金額を記載します。
この場合において、「合計」欄の記載に当たっては、この金額を含めて書きます。
- (10) 「機械装置等の概要」欄には、減価償却資産が特定機械装置等に該当することの詳細を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第10条の3

改正後

改正前

(削除)

個⑥044 中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書

(平成 年分) 氏名

区 分	リース契約期間の月数		リース費用の総額		リース料(⑤× $\frac{100}{100}$)	税額控除限度額相当額(⑤× $\frac{1}{100}$)	
	④	⑤	⑥	⑦			
供用廃止設備の明細	種	①					
	特定機械装置等の名称	②					
	指定事業の用に供した年月日	③	年・月・日	④	年・月・日	⑤	年・月・日
	指定事業の用に供しなくなった年月日	③	年・月・日	④	年・月・日	⑤	年・月・日
	リース費用の総額	⑥					円
	リース料(⑤× $\frac{100}{100}$)	⑦					円
	税額控除限度額相当額(⑤× $\frac{1}{100}$)	⑧					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額	⑨					円
	供用年の翌年のリース特別控除取戻税額	⑩					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑪					円
リース特別控除取戻税額の計算	供用年分のリース特別控除取戻税額	⑫					円
	供用年の翌年のリース特別控除取戻税額	⑬					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑭					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額	⑮					円
	供用年の翌年のリース特別控除取戻税額	⑯					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑰					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額	⑱					円
	供用年の翌年のリース特別控除取戻税額	⑲					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	⑳					円
	供用年分のリース特別控除取戻税額の合計額	㉑					円
供用廃止設備の供用年に対象事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細							
特定機械装置等の名称	①						
指定事業の用に供した年月日	③	年・月・日	④	年・月・日	⑤	年・月・日	
指定事業の用に供しなくなった年月日	③	年・月・日	④	年・月・日	⑤	年・月・日	
リース費用の総額	⑥					円	
供用年分のリース特別控除取戻税額	⑦					円	
供用年の翌年のリース特別控除取戻税額	⑧					円	

改正後	改正前
(削除)	<p style="text-align: center;">中小企業者が機械等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額に関する明細書</p> <p>この明細書は、青色申告者である中小企業者が平成19年改正前の租税特別措置法（以下「旧措法」といいます。）第10条の3第11項の規定による特定機械装置等を指定事業の用に供しなくなった場合のリース特別控除取戻税額の計算をする場合に使用します。</p> <p>この明細書は、供用廃止設備の供用年の異なるごとに用紙を改めて記載し、修正申告書に添付してください。</p> <p>1 記載要領</p> <p>(1) 「①」欄及び「②」欄には、特定機械装置等の耐用年数省令別表第一及び別表第二に定める種類及び設備の名称を記載します。</p> <p>(2) 「④」欄及び「⑦」欄は、暦に従って計算し、1月未満の端数は切り上げて記載します。</p> <p>(3) 「⑧」欄には、特定機械等のリース契約期間において支払われる費用の額（当該減価償却資産の賃借に係る費用以外の費用の額は除きます。）を記載します。</p> <p>(4) 「⑬」欄から「⑳」欄には、供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等については記載せず、供用年の翌々年以降に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等についてのみ記載します。 <small>（注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械装置等に係るリース特別控除実施額のうち取戻しの対象となるのは、供用年のリース税額控除実施額のみであることに留意してください。</small></p> <p>(5) 「供用廃止設備の供用年に指定事業の用に供した他の供用廃止設備で既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備の明細」の各欄には、この明細書によりリース特別控除取戻税額の計算をする供用廃止設備と供用年が同じである他の特定機械装置等で、既に指定事業の用に供しなくなったためリース特別控除の取戻しの適用を受けた供用廃止設備がある場合に記載します。</p> <p>(6) 「㉑」欄と「㉒」欄には、既にリース特別控除の取戻しの適用を受けた他の供用廃止設備についてリース特別控除取戻税額の計算をする際を使用したこの明細書の「㉑」欄と「㉒」欄の金額をそれぞれ記載します。 <small>（注） 供用年の翌年に指定事業の用に供しなくなった特定機械等については、「㉑」欄のみに記載し、「㉒」欄には記載しません。</small></p> <p>2 提出先 納税地を所轄する税務署長</p> <p>3 根拠条文 旧措法第10条の3</p>

改正後

改正前

個⑥046 炭鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

個⑥046 炭鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

炭鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

炭鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

(平成 年分)

(平成 年分)

1. 探鉱準備金に関する明細書

1. 探鉱準備金に関する明細書

氏名 _____

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

氏名 _____

(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①	円
	取引基準による積立額 (① × $\frac{12}{100}$)	②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③	
所得基準	租税特別措置法施行令第14条第4項の規定により	前年以前各年の採掘損失金額の合計額	④
		前年以前各年の採掘所得金額の合計額	⑤
		り控除する金額 (④ - ⑤ (赤字のときは0))	⑥
		差引採掘所得金額 (③ - ⑥)	⑦
	所得基準による積立額 (⑦ × $\frac{12}{100}$)	⑧	
	探鉱準備金積立限度額 (②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額)	⑨	
	本年積み立てた探鉱準備金の額	⑩	

取引基準	本年の鉱物の販売による収入金額	①	円
	取引基準による積立額 (① × $\frac{12}{100}$)	②	
所得基準	本年の鉱物の販売による収入金額に係る採掘所得金額	③	
所得基準	以前に探鉱準備金を積み立てたことがあり、その積立て後特年まで積立てをしなかった場合	前年以前各年の採掘損失金額の合計額	④
		前年以前各年の採掘所得金額の合計額	⑤
		(④ - ⑤ (赤字のときは0))	⑥
		差引採掘所得金額 (③ - ⑥)	⑦
	所得基準による積立額 (⑦ × $\frac{12}{100}$)	⑧	
	探鉱準備金積立限度額 (②又は⑧のうちいずれか少ない方の金額)	⑨	
	本年積み立てた探鉱準備金の額	⑩	

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細

(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細書

積立年分	① 当初の必要経費に算入した積立額	② 年初の各年分の準備金額	③ ②のうち、本年中に任意取崩額	④ 総収入金額に算入される額 (② - ③)	⑤ 翌年繰越額
平成 年分		円	円	円	
平成 年分					円
平成 年分					
平成 年分					
本年分		円			
計			円		

積立年分	① 当初の必要経費に算入した積立額	② 年初の各年分の準備金額	③ ②のうち、本年中に任意取崩額	④ 総収入金額に算入される額 (② - ③)	⑤ 翌年繰越額
平成 年分		円	円	円	
平成 年分					円
平成 年分					
平成 年分					
本年分		円			
計			円		

2. 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

2. 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	①	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	②	
	計 (①+②)	③	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 (③の金額)	④	
	総収入金額に算入される額 (③の金額)	⑤	
	計 (④+⑤)	⑥	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	⑦	
	本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (③、④又は⑥のうちいずれか少ない方の金額)	⑧	

探鉱費等基準	本年中に支出した新鉱床探鉱費の額	①	円
	本年中の探鉱用機械設備の償却額	②	
	計 (①+②)	③	
準備金取崩基準	本年中の任意取崩額 (③の金額)	④	
	総収入金額に算入される額 (③の金額)	⑤	
	計 (④+⑤)	⑥	
所得基準	この特別控除額及び青色申告特別控除額を控除しないで計算した本年分の事業所得の金額	⑦	
	本年分必要経費に算入される新鉱床探鉱費の額 (③、④又は⑥のうちいずれか少ない方の金額)	⑧	

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は措法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける場合に使用します。

なお、この明細書は、これらの特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について

「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。

イ 鉱物の販売による収入金額

ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 \times $\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}$

(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について

イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。

ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過した準備金について、次の金額を記載します。

(本年の年初に繰り越された額) - (本年中に任意に取り崩した額)

(注) この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額に算入することになっています。

(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について

「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第22条、第23条

探鉱準備金及び新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書

この明細書は、青色申告者が租税特別措置法（以下「措法」といいます。）第22条の規定による探鉱準備金の積立てを行う場合又は同法第23条の規定による新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受けるときに使用します。

なお、この明細書は、探鉱準備金又は新鉱床探鉱費の特別控除の適用を受ける年分の確定申告書に添付してください。

1 記載要領

(1) 「1の(1) 探鉱準備金の積立額の計算の明細」について

「①」欄には、本年の指定期間内における次の収入金額の合計額を記載します。

イ 鉱物の販売による収入金額

ロ 鉱物を原材料として製造した物品の販売による収入金額 \times $\frac{\text{原材料である鉱物の採掘から選鉱までに要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}{\text{その物品の製造に要した原材料費、労務費及び経費の合計額}}$

(2) 「1の(2) 探鉱準備金の取崩しに関する明細」について

イ 「③」欄には、前年から繰り越された準備金を、本年中に任意に取り崩した場合にその取崩額を記載します。

ロ 「④」欄には、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過した準備金について、次の金額を記載します。

(本年の年初に繰り越された額) - (本年中に任意に取り崩した額)

(注) この準備金は、積み立てた年の翌年1月1日から3年を経過したときは、経過した日の属する年に、取り崩して総収入金額を算入することになっています。

(3) 「2 新鉱床探鉱費の特別控除に関する明細書」について

「⑦」欄には、本年中に支出した探鉱のための地質調査、ボーリング、坑道の掘さくに必要な費用等の合計額を記載します。

2 提出先

納税地を所轄する税務署長

3 根拠条文

措法第22条、第23条